

第7回西和賀町議会定例会

令和6年3月5日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。柳沢安雄君から欠席の届出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席するの旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願ひいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願ひいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。本議会一般質問、最初のくじを引きました高橋宏です。よろしくお願ひいたします。まず、本年1月1日、能登半島地震により亡くなられた皆様、そして今なお避難所での生活をされている皆様へお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、翌2日、そ

の能登地方へ救援物資を届ける予定の海上保安庁のヘリコプターが日本航空機と衝突するという痛ましい事故が起こりました。こちらの関係者の皆様にもお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今シーズン、西和賀町は記録的な小雪で、いつものシーズンより雪かきは楽な冬を過ごしておりますが、そんな中でも西和賀出身の子供たちがスキー競技で大変活躍をしております。象徴的だったのが2月に行われた国民スポーツ大会、クロスカントリー競技リレー、少年男子のチームに沢内中学校の新田さん、沢内中学校出身の内記さんが出場し、7位入賞、女子には沢内学校出身の大堰さんが出場し、8位入賞、共にチームの入賞に大きく貢献しておりました。成年男子に出場した大堰さんは、今シーズン、スロベニアで行われたアンダー23世界選手権に出場しております。岩手を代表する選手から日本を代表する選手を輩出している本町スキー関係者の皆様へ敬意を払うとともに、今後とも選手の皆さんをバックアップしていただくことをお願いし、これからも強化に努めていただきたいと思います。

それでは、通告している質問に移りたいと思います。先ほど言いましたように、今年大きな地震がきました。本町においても陸羽地震が明治29年、1896年に起こりました。それから128年が過ぎようとしております。能登半島での地震を見るまでもなく、日本ではどこでいつ地震が起きても不思議ではない状況となっております。近年では、度々繰り返される風水害など、自然災害の脅威は増すばかりであります。

そこで、西和賀町における防災体制について

伺います。最初は、広域の応援体制についてです。災害時における県内自治体との相互応援協定が確立されていることは把握しておりますけれども、県外自治体、特に横手市との協定等協力体制はどうなっているかお伺いいたします。

議長　内記町長。

町長　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長　総務課長。

総務課長　おはようございます。お答えします。

横手市との協定等協力体制についてでございますが、横手市とは平成24年11月13日に災害時相互援助協定を締結しております。大規模災害時の際は、生活必需品、車両、職員の派遣、避難所の提供などをお互いに援助、助け合うこととしてございます。

なお、横手市以外の県外の自治体との協定は、現時点ではございません。

議長　高橋宏君。

8番　私この質問をするきっかけといいますか、先ほども言いましたように能登地方での地震、その後、地形的理由もあるのでしょうかけれども、災害復旧、援助体制、行こうと思ってもなかなか道路の被害が大きくて行けなかつたと。西和賀町も107号線、錦秋湖付近は、今トンネル工事をしておりますけれども、土砂崩れが数年に1度起きる道路であります。県内、特に北上市などとは、ふだんからいろいろと行政組合等で協力し合っていて、十分体制が取られていると思うのですけれども、もし災害が起こった場合、その107号線、錦秋湖付近は非常に土砂崩れの可能性が高いと、北上からの応援がすぐに駆けつけてはもらえないのではないかと。そういうことから考えますと、西和賀町、東西50キロ、非常に細長い地域であります。ふだんの付き合いのある北上方面以外の、零石とか横手方面との協力体制をふだんからつくっておかなければ

いけないのでないかなと思っております。

自治体は今お聞きしたとおりでありますけれども、常備消防において、県内での応援体制、緊急援助体制について、上記と同様とは思うのですけれども、横手市等、県外との協力体制についてお伺いいたします。

議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

常備消防では、平成19年6月26日に北上地区消防組合と横手市の消防本部になりますが、とで消防相互応援協定を締結しております。消防活動における協力体制が、ここで構築されているということになります。

そのほかの県外自治体との協定は、現時点ではございません。

議長　高橋宏君。

8番　先ほど申し上げましたように、横手市とはいいろいろ協定を結んでいるようですけれども、常備消防においても西和賀町の消防団は北上消防ということで、職員の異動もありますし、何かとふだんから気心が知れた職員だとは思うのですけれども、先ほど言いましたように、大規模災害が起きた場合、横手市、また西和賀町、貝沢方面ですと、逆に零石から応援を受けたほうが早いというようなこともあると思います。協定は結ばれているということなので、その部分はいいのですけれども、協定だけでなく、ふだんからもし何かあつたらということでの情報交換等は、常に行っていただきたいと思います。

次の質間に移ります。給水車の派遣協定についての状況をお伺いいたします。

議長　上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長　それでは、ご質問の給水者の派遣協定について、私のほうからお答えいたします。

災害などにより断水等を含む水道施設への被害が発生した場合は、公益社団法人日本水道協会岩手県支部において、水道施設の災害に伴う総合応援計画要綱といったものがございまして、

これに基づきまして、同支部に所属する会員、これは岩手県内の水道事業体及び簡易水道事業体となります。相互に応援活動を行うこととなっており、応援活動の内容は施設復旧作業、ご質問の給水車の派遣、管路補修作業や補修資材の提供などとなっております。

また、岩手県支部内での応援活動が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部の災害時相互応援に関する協定、これに基づきまして、同支部に所属する会員、これは東北管内の水道事業体となります。こちらも相互に応援活動を行うこととなっております。ここには、ご質問の横手市が加わっているという形になります。その他、東北管内での対応が困難となるような、さらに大規模な災害の場合には、日本水道協会本部に設置される救援本部が各地方支部からの応援要請を取りまとめ、対応可能な会員を調整し、出動要請を行うこととなっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今回の能登地方の被害状況、テレビ等でよく映し出されるのですけれども、やはり水がなくて困っているという人が大変多く見受けられます。こういう状況を見て、今まで協定結んでいるところでも、さらに協力体制をこれからも結んでいってもらえると思うのですけれども、特に生活用水はもちろんのことだと思います。

ただ、緊急的に必要な水ということで、透析患者は本当に命に関わることで、透析治療には大量の水が必要だというふうに言われております。また、以前、西和賀町は人口の割合には透析患者が多いというようなことを聞いたのですけれども、透析患者の皆様に、もし大災害があった場合、治療における水の供給体制についてはどのようにになっているかお伺いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 透析患者さんへの対応につきましては、私のほうからお答えいたします。

地震や火災などの災害が発生した場合ですけ

れども、基本は病院で策定しております災害マニュアルに基づき対応することになります。透析患者さんに対する対応についても同様となりますけれども、災害によって院内が停電した場合ですけれども、停電した場合はすぐに自家発電装置が作動しますので、継続して透析を実施することができます。この場合、燃料は重油を使用しますので、重油は常に3日間稼働できる量を確保しているという状況です。

水については、受水槽に27トン貯留されておりますので、それをを利用して透析を継続するということになります。

しかしながら、災害の影響が長期化して、ライフラインの確保が難しくなった場合や患者さんの状態が悪化した場合等は、岩手中部医療圏域内の2次医療救急施設であります県立中部病院や北上済生会病院に受入れしていただき、対応するということになろうかと思います。

さらに、東日本大震災を受けまして、災害の発生時には岩手県災害本部内に透析対応の部署が設置されます。県の担当課のほか、岩手県腎不全研究会、あとは岩手県透析医会も加わりまして実務を行う体制が取られます。その中で、災害時透析医療ネットワークを構築して、受入れ施設の調整や通院手段、宿泊施設の確保など、岩手県災害時透析医療支援マニュアルに基づきまして、連携して対応していくことになります。

また、当院も含めまして、透析を行う施設には、災害時に携帯電話等の有線通信が使用できないという事態を想定して、病院内に無線基地を開局しております。当院では、臨床工学技士が無線免許を取得して、緊急時に対応できる体制を整えているという状況になります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 県や国でも、今回の大きな地震があったわけですから、こういう広域での協力体制ということについては、これからも力を入れていってくれるものだと思いますし、西和賀町でもこ

のような、特に冬などは交通において、通行止め等もありますので、関係機関との協力をこれからも築いていっていただきたいと思います。

広域の応援体制、今さわうち病院のことも聞いたのですけれども、町の対応について伺っていきたいと思います。備蓄品についてですけれども、9月の議会において普本議員の質問において、県で定めている備蓄品について、目標値を参考として備えているということなので、数的には備えているというふうには理解しているのですけれども、どこにどの程度配備されているのかについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品などの流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保、備蓄を行うこととしてございます。備蓄の基準でございますが、先ほど議員おっしゃられていたとおり、岩手県災害備蓄指針の方針を準用してございまして、現在は旧西和賀消防署と旧西和賀消防署湯田出張所の2か所を備蓄倉庫という形で運用し、備蓄品の確保、保管を行ってございます。

基本的な備蓄品目は、食料、飲料水、毛布、トイレの4つでございます。備蓄の量は、一般的に大規模かつ広域的な被害となる地震災害を想定しているもので、具体的には陸羽地震の想定による供給者数を目標に、備蓄倉庫にそれぞれ約170人分を保管してございます。

そのほかの品目として、簡易テント、折り畳みベッド、仕切り段ボール、マットを旧西和賀消防署湯田出張所に備蓄をしてございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 旧消防の施設2か所に備蓄品が入っているということだったのですけれども、西和賀町は東西に50キロ、いわゆる今聞いた2か所というのは旧湯田町の敷地だと思います。貝沢地区

に運ぶ場合は、道路が普通、いい状態でもといいますか、30分はかかるであろうと。これがもし通れない、回り道をしなければいけない等々ありますと、それ以上時間がかかると、備蓄品が届けられないというようなこともあるかと思うのですけれども、そういうことに備えて、いわゆる旧沢内地区にも備蓄品をある程度備えておくというようなお考えはないのかお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

現時点でまだ検討の段階に入ってはおりませんけれども、想定される部分としてちょっとお話をさせてもらいますと、沢内小学校の旧給食センターなど、今ちょっと空いているスペースなどを活用しながら、旧沢内村をカバーできるようなことができないかということを想定はしておりますところでございます。

そのほかに、ちょっとお願いしたいという部分でございますけれども、自助という部分で、3日間程度の食料品の確保はそれぞれお願いしたいという部分もございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今言われましたように、自助という部分は非常に大切だと思います。これから質問項目の中でも、次の質問の自主防災というのもそういう意味での質問なのですけれども、広域のほうから聞いてきたのですけれども、結局今回の地震被害を見ても、すぐ助けるためには、広域での協力体制があったにしても、どうしてもタイムラグといいますか、到着するまでは時間がかかるのは当然のことであります。そういう意味では、自助、共助、それが住民の命を救うためには一番重要なことだと思います。備蓄品についても、そのとおり自助、皆さんがある程度そろえていただくということを町民にも広く伝えていただきたいですし、今ある自主防災組織の訓練についてはどのようになっているのかお

伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

令和5年度の自主防災組織の訓練状況でございますが、町内に29の自主防災組織がありますが、そのうちの自主防災組織が訓練を実施してございます。実施率は約45%でございました。

総務課といたしましては、防災訓練や出前講座等を通じて、各地区の防災訓練実施を促進して、地域防災力の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

議長 高橋宏君。

8番 29の自主防のうち13ということで、人口減少等々、役員が減っていたりということで、各地域でも大変だと思うのですけれども、これは繰り返すことのほうに意味があって、特に大がかりなといいますか、気構えて常備消防さんを呼んでやらなければいけないとか、そういうことではなく、自分たちの命は自分たちで守るという観点から、参加数が多い少ないもあるとは思うのですけれども、続けていくということのほうの重要さを町のほうでも自主防のほうに伝えていただいて、とにかく参加人数とか、それはあるかもしれませんけれども、毎年1回は行ってくださいというようなことを消防団等々とも協力して、広報していただきたいと思います。

町では、防災マップを新しく作成して、配布し、その説明なども行われたようです。去年、おととしだったかと思うのですけれども、せつかく作った防災マップですけれども、活用方法についてどのようにになっているかお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町の防災マップは、令和3年度に更新し、全戸配布してございます。活用状況でございますけれども、令和4年度はマップの見方や使い方、避難のタイミングの周知を目的とした説明会を

4会場で各2回、全8回開催し、説明を行ってございます。そのほかにも防災出前講座を6回行ってございますし、町の広報紙への記事掲載等で周知を図ってまいりました。

令和5年度につきましては、現在まで防災出前講座を5回行ってございます。この中で、防災マップの活用を含めた防災知識、避難行動などの習得、周知を今図っておるところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 防災マップの講習、私も参加しましたけれども、この防災マップ、ざっとといいますか、町内見渡したときに気になった点がありまして、土石流のレッドゾーンというのが何か所か示されているのですけれども、特に川舟保育所さんのある地域がちょうどレッドゾーンにかかるといいますか、そのような地域となっておりました。こういうことについて、保育所の職員、子供たちに理解しろといいのはあれですけれども、職員、住民等、こういう地域であるということで、もし長雨が続いたときとか、豪雨のときには危険性が高いのだよということでの訓練とか、そういう周知についてはどのようにになっているかお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今ご指摘のあったとおり、危険地域ということもあり、保育所のほうでは避難訓練等、その部分を踏まえた上で実施しているという状況ですし、防災の訓練というか、そういった部分は周知徹底を図っているというところであります。

議長 高橋宏君。

8番 特にということで申し上げたのですけれども、最近の災害見ますと、危険地域に指定されているところでないところでもありますので、特に公的機関に勤めていて、保育所のように子供たちを預かっているようなところでは、職員

等々に認識していただいて、未然に防ぐような訓練等を実施していただけたらと思います。

常備消防の広域については先ほど伺いましたけれども、消防団の活動について、全国的に防災面で訓練活動にシフトされてきているというふうに思っているのですけれども、本町においての消防団活動についてはどう検討されているのかお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、今年度の西和賀町消防団の取組状況をご説明したいと思います。令和5年5月に一関市を会場として開催された国土交通省主催の北上川上流総合水防演習に、25名が参加してございますし、ここでは河川氾濫時の越水を防ぐ積み土のう工法による水防訓練ということで参加しました。また、10月29日に開催した町の防災訓練では、消防団の無線機を活用した防災時の情報伝達訓練を実施してございます。

さらに先日、3月3日には、春の火災予防運動と併せて、消防団各部に配備しているチェーンソーの取扱講習会を実施させてもらってございます。

次に、近隣の市町村の訓練状況でございますけれども、消防団の無線機を活用した情報伝達訓練や、チェーンソーやエンジンカッターといった救助用資材の取扱訓練などを行っていると聞いてございます。

今後の消防団活動でございますが、基本的な訓練活動の継続は重要であるというふうには認識してございます。また、近年多発している大規模災害時に備えた訓練も、今後ますます重要になってくるものというふうに思ってございます。引き続き、消防団とともに防災の啓発活動を通じ、地域の自主防災組織などと連携した防災力の向上を図っていきたいというふうに考えてございます。

議長 高橋宏君。

8番 消防団活動については、消防団が組織さ

れておりますので、私も所属しておりますし、そちらのほうでいろいろと検討をしていくことだろうと思います。

ただ、先ほど透析のことで聞いたときに、病院のほうでも災害時に無線を使うということで、無線の資格者というか、いるということで、病院へ無線を配備されていると。今担当課長からも情報伝達ということで訓練も、近隣市町村、町内でも行われているということでした。災害起きた場合は、携帯電話等が使えなかったり、混み合ったりということで、正しい情報を伝えるというのが災害復旧において非常に重要なと思います。

町、国等々から協力して、消防車両が各地域に配備されておりまして、それに全て無線がついております。これから新たに無線を配備するとなると、お金もかかるでしょうし、どこに配備すればいいのだということがあると思いますので、せっかく消防団に配備されている無線を、西和賀町広いです。ただ、この全域が被害に遭った場合というのは、各地域が優先になるとは思うのですけれども、北側、南側どちらかで災害起こった場合、基本的には地元の消防団が救援活動、安否確認に向かうと思うのですけれども、被害が少ない地域の消防団がその地域に駆けつけて、無線を使って状況を報告することなど、そういうふうな活動がこれからは重要になっていくのではないか。せっかく配備されている無線を十分に活用するというような考えを持っていくべきではないかと思うのですけれども、担当課として、町の考え方として消防無線の活用について、もっと活用すべきと思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

私の個人的な意見と言うとあれなのですけれども、私も議員と同じような考え方でございます。新たに無線を配備するというよりは、今あ

るものを作り、そしてそれをみんなが使えるようにする訓練というのがやっぱり重要になってくるものだというふうに思ってございます。特に孤立した場合などは、そこにいる消防団の活躍というのが重要になってきますので、消防団員がそこからの無線で状況を本部のほうに知らせるという中身での活用などは重要なものというふうに認識してございますので、そういういた部分、今後改めて町として考えていきたいというふうに思っています。

議長 高橋宏君。

8番 防災体制について、広域、あとは町の状況についてお伺いしました。総括的に、町長のほうからお考えがあればお伺いしたいのですけれども。

議長 内記町長。

町長 ハード面等につきましては、ご説明したところでありますし、今後より増していかなければならぬ点はご意見いただきながら、あるいは状況を踏まえながら対応していきたいと思いますが、一番はやはり防災意識と日頃の訓練ということになると思いますので、その辺を絶やさずできるような取組を引き続き進めてまいりたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 防災意識という点では、私も改めて今回質問するに当たって、町の防災体制等々を調べましたし、これをお聞きの町民の皆様も、こういう機会に防災意識を、自分の命は自分で守るのだと、自分の地域で守るのだという認識をしていただければと思います。

2つ目の質問に移ります。農業政策についてです。今農家は、かつてないほどの資材、燃料の高騰、農業生産物の価格据置きで経営難となっており、加えて水田交付金の見直しが発表された中で、令和6年度中には地域計画の策定が求められております。

このような中で、町の農業政策の取組について伺います。令和5年度、県の要望事項の中で

も今のことがありました。この取組状況に対する町の対応策についてお伺いいたします。最初に、交付金減少、特に水田交付金等ですけれども、減少によって耕作放棄地が増えると思われます。その対応についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

岩手県からは、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう要望していますとの回答を得ております。町としても、引き続き要望を継続してまいります。

一方で、令和5年度と令和6年度の2か年において、地域計画を策定することとされております。集落における話合いの中で、今後の農地のあり方について定めていくこととされておりますが、農業者の減少や高齢化が著しく進む状況下において、現在ある全ての農地を守っていくことは難しく、集落として必ず守っていく農地とそうでない農地を明らかにした上で、今後の対策を考える必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この質問は、ある程度何回かしております。課長の今の全てを守れるわけではないので、ある程度すみ分けしなければいけないという回答も前いただきました。町として、これも以前お伺いしたことなのですから、そういう全て守れるわけではないとすれば、各地域に地域計画を立てるということを促すのであれば、町の地域計画といいますか、大きな町のビジョンというものをある程度示した上で、地域に策定をお願いするというような方向がいいと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたしま

す。

町のビジョンということでございますけれども、やはり今各地域ごとにそれぞれ振興されている作物ですかがあるわけなのですけれども、そういうもののまず基本として、地域で何ができるのかということをしっかりと町としても考え方を整理して示す必要があろうかというふうに思います。その上でなのですけれども、多面的機能ですか、中山間事業等々ありますけれども、そういうもので守るべきところとそうでないところ、しっかりとつきりさせていくことがまず必要であると思いますので、そういう考え方、町としても整理をしてお示しするようにしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 具体的に聞いていかないとなかなか町のビジョンは見えてきませんので、質問を続けていきたいと思うのですけれども、畠地化をした場合の転作作物、大豆、ソバについての支援についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

岩手県からは、畠地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の習得や県単事業の地域農業計画実践支援事業等による機械、施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきますとの回答を得ております。このような岩手県の支援に加え、販路の拡大やブランド化による販売価格の引上げの取組に対する支援を通じて、農業者の収入向上、安定化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 近年、減反政策等もありまして、大豆、ソバの作付、特にソバのほうが作付面積が広がってきていると思います。ただ、この交付金、令和8年でまず水張りができないところは打ち

切られると。町内見たときに、大豆、ソバを作付しているところ、全てが水を張れるとはちょっと考えづらいです。そうなりますと、せっかく大豆、ソバの作付、ある程度確立してきたと思うのですけれども、交付金なしでも大豆、ソバを続けられるのか、続ける場合にはどういう支援が必要か、大豆、ソバに分けてお考えがあればお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

今大豆、ソバに分けてという話がありましたけれども、共通する部分がありますので、併せてお話をしたいというふうに思います。まず、1つ目としては、今どちらも西和賀産業公社を通じて販売をしているという状況なのですけれども、その部分の価格、いわゆる販売価格を何とか引き上げるような努力というものがまず1点必要かというふうに思います。それからあと、そのためには当然ブランド化といった部分が必要かと思うのですけれども、そういうことはまずもって必要かというふうに思います。

それからあと、収量でのカバーということがありますけれども、やはり収量をある程度上げるといったことによって生産額を上げると、そういう取組はまず必要なのかなというふうに思います。あと、併せてということなのですけれども、中山間地域直払事業ですか多面的機能の支払事業があるのですけれども、そういうものの配分方法を変えて減収部分を補う、そういう対策を講じることが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 共通する部分ということで、2つ一緒にいうことの答弁だったのですけれども、西和賀町にとって、大豆、ソバどちらを進めていくのか。この地域に合った作物として、両方今までどおり推進といいますか、していくのか。それ

とも、どちらか一方に力を入れて、今言った増収に向けた取組を行っていくのか。その辺についてお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

今大豆、ソバ合わせて約300町歩、300ヘクタールが作付をされておりますけれども、割合的にはソバのほうが200町歩、そして大豆のほうが約100町歩といった割合になっているということでございます。したがって、ウエートとしてはソバのほうが面積が大きいということになりますけれども、どちらか一方を捨てて、どちらか一方を推進するということではなくて、やはり地域の状況、圃場の状況もありますけれども、そういうもののを考えると、どちらか一方に偏ってというふうなことは言えないかというふうに思います。

それにしても、いわゆる農業者の団体ですか、実際取り組んでいる方々の意見を踏まえながら、どういった対応が必要なのかということも併せて、まず検討しながら進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 ソバについては、来年度から品種を変えるというふうに聞いております。その目的は、先ほど課長言いました、増収アップするためというふうに聞いているのですけれども、この地域の気候を考えた場合、大豆はやはり作付してから秋の刈取り、本当に乾燥してから刈り取るのがいいのでしょうかけれども、何せ冬、秋の降雪がもし早まった場合などは、もう畑に入れないと。そうなると、早めに入らなければいけないとか、乾燥施設の問題とかあって、両方進めるというような話だったのですけれども、ソバが倍近くあるという状況を考えると、ソバだけにしろという意味ではないのですけれども、ソバのほうが西和賀のブランド化もしていると思います。

先ほど課長も、売れる商品にしなければいけないということを考えていきますと、やはり売れるソバにもっと力を入れるべきだと思いますし、交付金減少対策として、私が農家に聞いた範囲では、刈取り用の補助をしていただければというような話もあるのですけれども、具体的にそういう売り先のことを考えると、2つというわけにはいかないと思いますし、作付者に対する補助という点では両方にはできると思うのですけれども、売れるものを作るという点においては、二兎を追うものはではないのですけれども、ある程度絞った形で、西和賀のブランドとして例えばソバを進めていくというような方向で進んでいったほうがいいと思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

議員ご指摘の部分踏まえて、まず実情を踏まえてどういったことができるかという部分を考えていかなければいけないのですけれども、やはりソバの部分、面積が大きいという部分がありますので、その部分を重視しながらやっていく必要があろうかというふうに思いますけれども、大豆のほうも一方で需要があるということですので、その部分も踏まえながら対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 次の質間に移ります。水田活用の永年性牧草について、交付金が減少しておりますけれども、この制度変更による農家への対応についてお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

岩手県からは、これまで自給飼料の生産拡大に向け、国庫補助事業等による飼料基盤の整備

や水田を活用したホールクロップサイレージ、飼料用米、子実用トウモロコシの生産を推進しているところです。今後も水田をはじめとする本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきますとの回答を得ております。

現在輸入飼料の高騰により、自給飼料確保の意識が高まっている状況にありますので、畜産関係の補助事業の導入による生産基盤の整備や最新の栽培技術の習得などを推進し、生産量の向上、自給飼料の質の向上を図ることで、永年性牧草に取り組む農家の収益向上を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今課長言われたように、自給飼料ということで牧草が見直されているといいますか、状況だと思います。交付金が3万2,000円から、種子をまかない場合は1万円ということで3分の1、そして水張りをしなければ、令和8年度以降は多分水田交付金はないだろうという状況の中で、牧草について交付金なしでもといいますが、いい牧草を作れば、国内産の牧草というのは非常にニーズが高いです。国、県としても進めるという方向になっていると思います。もう一つといいますか、町内でももう一歩推し進めるというような形で、農家への支援ということは考えていないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、畜産関係の補助事業等の導入ですか、最新技術の習得といった部分、こういった部分で導入に当たって町の支援ができるのかなというふうに考えております。

あと、当然なのですけれども、今の具体的にこれをするという部分はないのですけれども、そういったもの等々を通じて実施をしながら、

もう一つ何かないかということが明らかになつたところで、町としての独自の対策といったものも考えていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 牛乳公社での酪農事業への参入というような話もあって、具体的にどの程度進んでいるか私はちょっと分からぬのですけれども、いずれ今申し上げたように、いい牧草を作れば交付金なしでも、例えば酪農家ですと乳量がアップすると、繁殖農家ですと良質な粗飼料を食べたことによって高く子牛が売れるということで、交付金なしでも自立できるというふうになっていくと思います。いろいろな最新技術というような話もあったのですけれども、私からすると直接的に、例えば牧草種子も非常に高いです。種も非常に高いです。草地更新する意欲のある方には種子の補助をするとかというふうな、具体的な補助をしてもらったほうが、より農家のやる気といいますか、そういうのを促すと思いますので、ご検討願えればと思います。

次のリンドウ、ワラビ、アスパラガスの作付の対応についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

リンドウにつきましては、水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、どのような取扱いとすべきか、国において現在検討が行われております。その結果を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。

ワラビにつきましては、令和6年1月29日に西わらびの地理的表示、G Iと呼ばれているものでございますけれども、その登録が行われたところでありますので、特産品振興の観点からも、水田活用の直接支払交付金見直しの特例対応を要望してまいりたいと考えております。

なお、ワラビ、アスパラガスにつきましては、

これまで品質や収量向上の支援対策が行われてきたところですが、販路拡大に向けた対策や新たに国から打ち出された畠地化促進対策における対応につきましても検討が必要であるものと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私の地域でもリンドウを行っているのですけれども、やはりほかの作物に比べて収益率はいいと思います。ただ、問題は高齢化です。高齢化が進んでおりますので、何とか若い人が入ってもらえないかと思っているのですけれども、町としてのリンドウ栽培における高齢化対策と、ワラビについては産業公社さんのほうで在庫が残っているというような話題が前にもありました。いろいろ聞いてみると、やはりシーズン、春の取れる時期は非常に売れるのですけれども、オールシーズン通して売れるためには、もう少し商品開発というような話もあったのですけれども、そういう新しい商品開発に向けた町の支援、この2点についてお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

リンドウにおけるやはり担い手の不足という部分に関しては、認識をしております。これが全てだというふうな対策というのは、ここでは打ち出すことができないのですけれども、一つの考え方として、リンドウの作業を担っていただけの地域おこし協力隊の募集をするといったことですとか、あるいは民間でSNSでマッチングのアプリというものがあるのですけれども、作業をお願いしたいところと、それから働きたい方を結びつけるようなアプリというのがあります。そういうものの等々を活用しながら、労働力の確保といったものを地道に続けるしか方法はないのではないかなどということをまず考えております。

それからあと、共同の選花の作業ですとか、

いわゆる作業の共同化、そういうものを当然これは検討していかなければいけないのでされども、やはり現場の理解があつて進むものということがありますので、そういうことも一つ検討しながら、進める必要があるのではないかなどというふうに思います。

それから、2つ目のワラビの話なのですけれども、在庫のお話がありました。新商品の開発といったことがあるのですけれども、いわゆる新鮮な状態をしっかりとキープできるような保存方法をまず確立したいといったことを産業公社のほうからは話を得ているといったことでございます。それによって、いろいろな商品の開発というものができないかなど。やはりきちんと保存ができないと、そういうものを考える時間もないのです、まずそこに取り組みたいといった話があります。

それらを踏まえて、今後新商品の開発、あるいは仙台圏への売り込みですとか、そういうことの取組を通じて、何とか旬の時期にしっかりとワラビが売り込めるような対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 時間もなくなってきてるので、質問のほうに移りたいと思います。具体的な対策、これからも進めてもらいたいと思います。

町の農業振興策についてお伺いいたします。交付金対象農地の確認、これは多面的機能支払交付金と中山間を中心ですけれども、その確認状況についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

経営所得安定対策に係る現地確認につきましては、毎年7月に西和賀町農業再生協議会事務局職員と地区ごとにお願いしている農政推進員で実施をしているところでございます。

また、多面的機能支払交付金及び中山間地域

等直接支払交付金対象農地につきましては、毎年9月に農業振興課職員で現地確認を行っているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 十分に対策は行われていると思うのですけれども、交付金返還というような他市町村での話もありますので、しっかりとした確認をしていただきたいと思います。

次の質間に移ります。水田直播栽培への取組についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

現在町として取組を行っておりませんが、他の市町村の事例を見ると、コスト低減や労力軽減を図る上で画期的な技術であると認識しております。農業者や関係団体の意見を踏まえ、実証試験の実施ができるかといったことを含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私たちの地域でも水田作付において、この地域は春が遅くて、一気に農作業が始まるということで、作業を分担したいということでこの技術に取り組もうと思っております。

担当課もご存じかもしれないのですけれども、岩手県では昨年、200町歩乾田直播が行われております。東北6県で一番作付している宮城県では2,530町歩です。決して新しい技術ではなく、ある程度確立された技術だと思いますので、これに取り組む支援なりと思うのですけれども、あわせてこれは乾田直播の話なのですけれども、乾田直播、それから菌根菌を使ったマイコス米、ほとんど水を入れなくてもできるというような、そういうことも担当課には情報としてお話ししたのですけれども、昨年の水害で作付がなかなか厳しいような地域もあると聞いています。そういう地域への導入等も併せて、こういうこと

への取組についての状況をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

マイコス米ですか乾田直播の話を、水害を受けた地域からちょっと直接お伺いしてはいいののですけれども、これは当然実施をしたいという要望があればご相談に応じていきたいと。それによって、対策というものを具体的に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど質問した能登地方では、この菌根菌のことも検討しなければいけないと、結局水を張れないところがあるからというような新聞記事がありました。昨年の水害を見たときに、町内どの程度あるか分からぬのですけれども、いわゆる穴堀というものが大変多く被害を受けています。先人が苦労して水を通すためにやった穴堀なのでしょうけれども、これだけ人が少なくなってきたと、維持管理が非常にこれから難しくなってきてると思います。そういう場合にこういう技術で、もう人でしか直せないようなところ、大型機械が入れないようなところの災害復旧は、多分2年、3年かかると思います。そういうことを見据えて、こういう技術も情報提供として、私は担当課としてそういう地域には情報提供していただきたいと思います。

次のホールクロップサイレージの栽培の支援策についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

大野地区におきまして、大規模なホールクロップサイレージ栽培の実証実験を行ったと伺っております。そこで得られた知見や課題点について調査を行い、推進する場合にどのような対策が必要なのか、課題に対応するためにどのような工夫をすることが必要なのかを明らかにした上で、関係機関とともに検討する必要がある

ものと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 水張りができるところでの水田交付金では、ホールクロップサイレージの1反歩、今8万円いただけるのですけれども、これはやっぱり大規模経営にとっては、非常に経営の中で確実に交付金で計算できるということで、これからも私は町内で増えていくと思います。

そのような中で、今栽培技術の話だったのですけれども、秋の刈取りの専用機というのが、町内では今多分2台しかないと思うのですけれども、これから面積が増えることが予想される中で、そういう専用機を町で購入して貸し出すとか、そういうようなお考えはないのかお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

刈取りの専用機というものが必要で、大変高価なものであるということでございまして、個別の農家で購入することはなかなか難しい金額であるというふうに認識をしているところでございます。実施をしたいという団体の面積、やっぱり相当のものになれば、そういうことも当然これは検討していかなければいけないというふうに思います。水田の活用ということで、ホールクロップサイレージの栽培というのは有効であるというふうに考えておりますので、これは面積が相当集まったところでどういったことが必要なのかということは、検討すべき項目であるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 補正で牛乳施設の雑入があった、それが農業みらいづくり基金に入ったというような答弁もありました。このような基金もありますので、何とか、今農業の危機ですので、力を入れるところには入れていただきたいなというふう

に思います。

次の質問、畜産農家に対して、飼料高騰等での補助金等を町からいただきました。ただ、こういう飼料、肥料の高騰対策というのは、近年高止まりなために、上がっていても、またさらにの国なりの補助というのが行われないような状況で、子牛は幸いずっと高値安定していたのですけれども、ここへ来て子牛の価格も下落してまいりました。いわゆるダブルパンチといいますか、繁殖農家では非常に経営に苦をしている状況なのですけれども、このことに対しての対応策についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

国の制度として、肉用子牛生産者補給金制度があります。令和5年度におきましては、第1・四半期の制度発動はありませんでしたが、第2・四半期は制度の発動があり、第3・四半期も制度の発動が行われる見込みとなっております。

現在町独自の対策は検討しておりませんが、状況の推移を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 子牛の価格、先ほど高値安定と言ったのですけれども、結局高いときに繁殖素牛にする母親を買った農家も多数あります。高値安定ということで、結構若手の方が、規模拡大しながら繁殖をやっていこうという意欲を持ってやった方々が数名おって、高い母体を買ったのですけれども、実際子牛を売る段階になつたら下落しているということで、そういう方々、せっかく意欲を持った方々がいますので、そういう状況を町の状況として情報を共有して、そういうところへの支援もしなければ、意欲を持った若手がおりますので、そういう方々への支援を検討していただきたいと思います。

最後に、物流に関する2024年問題、いわゆるドライバーの働き方改革について対応策をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

特に問題となるのは、花卉、野菜部門であるというふうに認識しております。花巻農協におきましては、2年ほど前からこの2024年問題に対する対応というものを立てているというふうに伺っております。そして、それに基づいた取組を実施しているというふうに伺っております。

以上でございます。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

ここで11時15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 議席番号2番、真嶋実です。よろしくお願いいたします。質問項目多岐にわたりますので、早速中身のほうに入らせていただきます。

私は、岩手県後期高齢者医療広域連合、以下は広域連合と省略させていただきます、の議会議員を当町議会から選出されて務めております。先般行われた広域連合議会議員研修会の資料、令和4年岩手県後期高齢者医療の概要によりますと、西和賀町の1人当たりの医療費は県内最高で92万5,639円、これに対し県平均が77万4,364円となっています。一方で、健康診査受診率は、対象者比で8.84%、これに対して県平均が29.1%と県内最低です。

西和賀町は、保健医療施策の先進地と認識しておりますけれども、町ではこの数字をどのように捉えておりますか。

議長 内記町長。

町長 後期高齢者医療費と健康診査受診率について、担当課長から答弁します。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

75歳以上の方が加入しております後期高齢者医療制度の医療費と健康診査の受診率の状況につきましては、岩手県後期高齢者医療広域連合から提供いただきます医療の概要や国民健康保険データベースシステムのデータにより把握に努めております。

1人当たりの医療費が県内で1位である要因の一つとして考えられることは、医療費の総額が増加傾向にあります、外来にかかる医療費は減少しているものの、入院にかかる医療費が増加傾向にあることです。また、後期高齢者の被保険者の全体数は減少傾向にありますが、90歳以上の高齢者人口が増加傾向にあることも、医療費が高くなっている要因の一つと考えております。

75歳以上の後期高齢者を対象とする健康診査事業は、健康の保持、増進及び生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見による重症化予防を図るため、後期高齢者医療広域連合と市町村の共同で事業を行っております。

健康福祉課では、これまで健康診査の受診対象者から生活習慣病で定期的に通院している方や入院中の方、町外の家族の場所で居住している方、施設に入所している方、疾病などにより健診会場へ行くことが難しい方などを事前に一人一人把握をして、除外しております。

しかしながら、令和2年度から受診対象者の見直しがされまして、従来は対象除外者であった生活習慣病で通院、入院の方や、介護度にかかわらず在宅介護サービスを利用されている方についても受診対象となったところです。

後期高齢者の健康診査は、国民健康保険の特定健康診査とは異なりまして、医療機関での健康診査の対応はなく、現在地区集会所などで行

う集団健診のみで対応となっている状況もあり、令和2年度以降も町では対象者の把握に努めながら、健康診査を実施してきたところです。健康診査の受診率は低い状況ですが、医療機関の受診状況を把握しつつ、健康診査を受診していない方には、お一人お一人の健康状況の把握に努めており、また様々な機会を通じて高齢者の健康管理に努めているところです。

議長 真嶋実君。

2番 受診率の違いについて、方針が大きく変わったということを理解しました。

ただ一方で、現在データヘルス計画ということで、後期高齢者については県の広域連合、そして国保については町単独でデータヘルスのデータを取りながら、将来に向けて健康医療施策を考えているということですので、ここでのギャップについて、やはりデータをすり合わせるというか、埋める努力が必要なのではないかなと思います。その上で、過去からの継続性と、それから他地域との比較と、その2点からここが今現在問題になっているかと思いますけれども、今後その点をどのように対処していくか、考え方を伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今後の健康診査の対象につきましては、岩手県の後期高齢者医療広域連合からもまず6年度の方針が出されたことを踏まえまして、町では医療機関で各種検査を、生活習慣病で医療機関にかかっている方々にも健康診査を受けていただくように進めていきたいと考えているところです。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、(2)のほうに入りますけれども、後期高齢者以外の世代における健康診査の受診率、これについては先ほど話したデータヘルス計画のほうで町内の分把握されている、それも年代別に把握されているというところまでは理解しましたが、国保については町単独で計画をつくられているということですけれども、

後期高齢者と同様に県内他地域あるいは全国との比較、そして加えて言うと2つの制度のギャップが生じている、国保と後期高齢者のデータ等々の比較についてはきちんとなされていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町では、後期高齢者以外の世代における健康診査受診率と1人当たりの医療費につきましては、国民健康保険の被保険者のみ国民健康保険のデータベースシステムを活用して把握しているところになります。

また、特定健診の受診率や医療費の分析等につきましては、国民健康保険運営協議会や健康づくり推進協議会において協議や報告をしまして、国民健康保険事業の実施計画に掲げた健診の受診率や、それから保健事業などの進捗状況の管理をしているところになります。

国民健康保険における特定健康診査の受診率と1人当たりの医療費についてというところでお答えします。特定健康診査の受診率につきましては、令和4年度が49.6%となっております。コロナ禍で受診控えなどもありましたので、一時期ちょっと低下した受診率につきましても、徐々に今伸びてきている状況にあります。

また、令和3年度の受診率を国や県と比較をしますと、国が36.4%、県は45.1%でありまして、いずれも町の受診率のほうが高い状況にあります。

次に、医療費の状況についてですけれども、国民健康保険の総医療費は4億5,000万円で、令和元年度と比較して5.9%増加しております。やはり医療費につきましては入院のほうの医療費が増加傾向にあります。国民健康保険の医療費は、一月当たりの1人当たりの医療費で比較をしておりまして、入院にかかる医療費がやはり国や県と比較して高いような状況にあります。

健康診査の受診率は伸びてきているものの、特定健康診査の対象者のうち約1.5割の方が健診の

未受診であったり、生活習慣病の治療を受けていないような健康状況が不明の方がいらっしゃるような状況もありますので、その方々に対して、こちらから引き続き受診勧奨していきたいと考えているところですし、国民健康保険と後期高齢者のギャップというところなのですが、今お話ししたように、後期高齢者につきましてはこちらでデータをいただきながら、それぞれ一人一人顔が見える状況もあり、地域性というようなこともありますて、今まで一人一人の状況を把握していたというところもありますが、國の方針や県の方針も踏まえまして、これからは受診を勧奨しつつ、なるべく少しでも受診率のポイントを上げながら、一人一人のデータとしての把握も町のほうでは努めていきたいと考えているところになります。

議長 真嶋実君。

2番 本定例会初日に上程、承認された補正予算の中で、4款1項2目予防費のうち、がん検診等委託事業費が155万4,000円減額されていました。当初予算840万円ということで、減額率が18.5%かと思いますけれども、ここの計画との乖離については対策が必要なのではないかなと思いますけれども、要因と対策についてお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 がん検診につきましては、すみません、ちょっと詳細な資料を今お持ちしていない状況ですので、詳しくはお答えはできませんけれども、その検診ごとに対象者は年度当初に対象者の人数を把握をしながら、あとそれから前年度と比較をして、対象者を当初予算のほうでは計上いたします。あとは、それぞれ対象になられる方々に通知をいたしまして、そしてそれぞれのがん検診ごとに受診をして、ほぼがん検診につきましては集団検診で実施しておりますので、その実績を踏まえて補正予算で減額をしているというような状況になります。

がん検診につきましてはそれぞれ、例えば婦

人がん検診ですと2年に1回というところもありますので、奇数年、偶数年によってまた受診率が異なっていたり、対象年齢が異なっていたりすることもありますので、そのようなこともありますながら、ただちょっと高齢になってきているというところもありますので、その方々が会場まで行って検診を受ける。そしてまた、胃がん検診ですと重労働なというか、かなり体力や筋力も使うような検診だということもありますので、そのようなところも踏まえながら、ちょっとその部分に関しては対がん協会さんや予防医学協会さんにご協力いただきながら、それとあと検診会場についても検討しながら、また引き続き、私たちはどちらかというと進めるということになっていきますので、その部分を進めていきたいと思っておりますし、受ける率もそうなのですが、再検査率も低いところがあるというか、100%精密検査を受けられていないという状況も今現在ちょっと課題として考えておりますので、その方々に、一人一人に電話勧奨しているような状況であります。

というところで、がん検診を受けて安心するのではなく、さらに再検査を受けて健康になつていただくというところも踏まえながら、町ではまた引き続き周知しながら、広報しながら進めていきたいと考えているところです。

議長 真嶋実君。

2番 分かりました。結局こちらの医療の関係での施策、最終的には自立余命というような一つの指標が大きな数字になってくるのかなと思いますし、データヘルス計画によって、余命そのものと自立余命の違い等についても詳しく分析されていることはこの間理解しました。その上で、この検診という手法が非常に大切なものかと思いますので、今後ともさらに県や国のデータとも比較がきちんとできるようにしながら、データを取っていただく必要があるのではないかなと思って質問させていただきました。

では続きまして、大きな2番、西わらびの農

林水産省、地理的表示（G I）保護制度登録と今後の振興策について伺います。当町特産の西わらびは、地域の特性を生かした農産品のブランドを守る農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に1月29日登録されました。町長の施政方針演説でも触れられ、各種の報道でも取り上げられ、今後のさらなる飛躍に期待するところです。

西わらびの振興について、生産振興と販売強化の2つの視点から今後の具体的な振興施策をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

生産振興につきましては、収穫に必要な労力の確保対策に重点を置いた取組が必要であるものと考えております。具体的には、民間事業者で提供しているSNSサイトの活用支援なども含めた対策を検討することが必要であるというふうに考えております。

なお、単収を上げる施策においては、優良系統から選抜した西わらびのポット苗の普及を図ることで、生産性の向上、栽培管理に係る労力の軽減を図ってきたところですが、引き続き対策を継続していきたいというふうに考えております。

次に、販売強化につきましては、株式会社西和賀産業公社が取組を進めている岩手県内及び仙台圏への販売対策への支援を行うとともに、ワラビ粉を使った菓子等の販路拡大に対する支援、ふるさと納税におけるPRの強化などの対策を検討していくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 今回の質問に当たって、私のほうでも事前に生産者の方等からちょっと状況をお伺いしたのですけれども、その中で1つは近年の気候変動の中で、遅霜による被害が度々発生してい

る。それについて、対策の技術なども検討しているけれども、その普及に向けてまだ課題があるよう伺いました。その点について、町としてはどのような対応をされていこうとしているのかというのがまず1点。

そしてまた、ワラビ栽培における施肥ですけれども、当初牧草地周辺でワラビが自生しているという状況を踏まえながら、草地肥料を慣行的に使ってきているというのが実態のようですけれども、今般の肥料価格高騰などを踏まえると、よりデータを、ワラビの生育、を分析した上での肥料、施肥体系の確立が必要ではないかということも意見が聞こえてきました。このようなことについて、町ではどのような対策を検討しておられますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

まず、1つ目の遅霜の被害に関する事なのですけれども、普及サブセンターのほうで対策の試験をいろいろと行っているというお話を聞いております。例なのですけれども、果樹で何か油を燃やして、温度を上げて対策をするといったこともあるそうですが、今一番考えているのは散水といいますか、水をまいて凍らせないといいますか、そういったことを考えているといった話があるそうなのですけれども、経費の面ですとか、あるいは大々的にできるかどうかというか、実証試験も大体1反歩ですか、10アールくらいが限度だという話がありますので、そういう試験いろいろ踏まえながら何ができるかといったこと、まだ我々もこれだというものがないので、その結果を踏まえて考えていきたいというのが現実でございます。

それから、2点目なのですけれども、施肥のお話がありました。草地肥料を一般的にまいているという話もありますけれども、確かに肥料価格高くなっていますので、これにつきましては当然土壤分析ということ、ほかの作物でも実

施されているのですけれども、土壤分析というものが必要であると。その結果によって、やはり過剰な施肥というのはよろしくないので、それに応じた施肥の仕方というものを検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。まず、肥料については、一般の購入肥料のほかに、地域の中での有機質等の有効活用という視点も1つ必要ではないかなと思います。加えて言うと、今質問させていただいた遅霜、それから施肥等については、ワラビというものが基本的にマイナー作物であって、なかなか国とか県の技術を移入というのは難しいものでありますから、そういう点でいうと技術の開発、確立と普及を並行的に、タイムリーに行っていかなければならぬと思いますので、町としてのそこの対応の徹底をお願いします。

加えて次に、先ほど優良系統の苗ということのお話がありました。実は、私ネットで見たところ、現在大手種苗会社のホームページで、黒ワラビの名称で苗が販売されております。今回の地理的表示登録で、西わらびという名前の名称保護はされますけれども、これまでワラビ名人とも呼ばれた先輩方の努力で優良系統苗が確保されてきている中で、遺伝育種的な側面からの権利保護の意識も持つことが必要ではないかなと考えますけれども、対策は取られているでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

黒ワラビの名称でワラビの販売が行われているという部分に関して、承知をしていなかったので、ちょっと情報収集をして対応を考えていきたいというふうに思います。G I制度、いわゆる地理的表示制度は、国が権利をまず保護す

るという制度ですので、当然国も調べているかというふうに思うのですけれども、やはり我々としても情報収集しっかりやって、対策をしていかなければいけないということで、改めてちょっとその部分調べさせていただいて、対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 真嶋さん、ちょっとお待ちください。今この質問とも関連するとは思うのですけれども、今のような具体的な関係は、質問事項に盛り込んでもらわないと、多分答弁するのがかなり困ると思いますので、気をつけてください。

真嶋実君。

2番 今の育種等々の慣例でいきますと、ワラビに限らず、山菜や山野草など、自然生物資源、地域の資源をいかに活用して守っていくかという視点が今後必要になってくるのではないかと思われます。

では続いて、販売面でございます。販売面については、ユキノチカラプロジェクトの協力によるブランド戦略が肝要と考えますが、ブランドの確立にはデザイン、広告等の側面と商品のバラエティーと量の確保が必要となってきます。1次加工品としての塩蔵物については、さきの質問でもあったように在庫管理等々、課題も一部にあるように思いますが、そういう中で新たな加工品の開発がますます重要となります。町内の生産者からもワラビでん粉について、その加工適性の基となる科学的特性や遺伝的な要素などについて研究が必要だということをお聞きました。町として、商品開発研究への支援について、具体的な考え方をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

商品開発に対する研究、これに対する具体的な支援ということでございますけれども、全て商品開発で何が必要かというふうに詳細を見越しているわけではないのですけれども、当然デ

ザインの部分ですとか、あるいはそれにたけた人の部分のことですとか、研修ですとか、そういったものが想定されるかと思いますけれども、これにつきましてもやはり要望というものが多分細かくあるかと思うのですけれども、そういったものを踏まえて、やっぱり何ができるのかといったことを検討していかなければいけないというふうに思います。やはり販路、いわゆる商品開発には、当然何を創るかということもそうなのですけれども、今言うデザインのことですとか、あるいは今ＳＮＳによるＰＲですとか、そのＰＲの方法等もあるのですけれども、そういった部分は多岐に要望があるかと思いますので、やはりそういったことを踏まえて、何ができるのかといったことをこちらとしても考えていかなければいけないというふうに思います。

以上でございます。

議長　　真嶋実君。

2番　　私も過去ＪＡに勤めている中で、商品開発、また販売ということにも携わった経緯もありましたけれども、その中でやはり販売についてのブランドを推し進めようとするとき、弾となる現物、商品がきちんと確保されていないと、そこで中折れになってしまふということを度々経験してきました。現在ユキノチカラということで、デザインやブランドの面についてはかなり強力な応援があるようですが、現時点でも商品そのものをどのように創って展開していくかというところの努力がもっと必要ではないかなと思ったので、ここで質問をさせていただきました。質問については、先ほどの結果を聞いておりますので、ここではまずそこまでとさせていただきます。

では続きまして、3番です。こども家庭センターの設置と次期子ども・子育て支援事業計画策定について。過日、町政調査会により開催された住民の声を聴く会では、保育所、園保護者会の皆さんと意見交換が行われ、子育て支援の多様なあり方について、町への期待と要望が寄

せられました。

日曜日や急遽の対応ができるフレキシブルな一時保育、ふだんの生活環境に出向く訪問型育儿ケア、地域型保育、家庭的保育など、現行の保育所、園以外の保育サービスを取り込んだ子育て支援における包括的な支援の重要性を強く感じたところであります。

そこで質問に入ります。(1)、令和2年3月に策定された第二期子ども・子育て支援事業計画では、令和3年度の子育て世代包括支援センターの開設を目指すとの具体的な記述がありますが、これまでどのような取組がなされてきたのでしょうか。既に令和5年度も終わろうとしていますけれども、その具体的なところが私たちには見えないですけれども、この方針は変更されたのでしょうか。

議長　　健康福祉課長。

健康福祉課長　子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年の母子保健法改正に基づき設置に努めることとされた機関で、妊娠、出産から子育て期にわたり、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて、支援計画ということで支援プランを作成し、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との切れ目のない支援を行うことが求められております。

これまでの取組の経緯について、令和3年度の開設を目指し内部検討を行ってきましたが、センターの要件として、保健師をはじめとする専門職の配置が必要とされており、これに対してなかなか人的体制を整備することができなかったことに併せ、新型コロナウイルス感染症対策や新型コロナワクチン接種など、緊急、優先的に対応すべき事務が重なったことから、関係機関との十分な協議ができていない状況にあります。

しかしながら、助産師による母子支援や保育所、保育園の巡回相談、社会福祉協議会主催の子育てサロンとの連携などを行い、子育て支援に努めているところです。

次の質問の答弁と重複しますが、令和4年の児童福祉法改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を持つこども家庭センターの設置が努力義務とされたことから、町としましてもこども家庭センターの設置に向けた検討にシフトしたところです。

議長　　真嶋実君。

2番　　ありがとうございます。2番目の回答もいただいたところでございますけれども、私この問題については今触れられたように、児童福祉法の一部改正に伴って、自治体がこども家庭センターの設置、努めるという、努力義務、これが令和6年からということになっている状況で、私の感じたところでは令和3年段階で開設を目指していたのに対して、現時点で設置を検討しますというのは、どうも後退した表現になっているのではないかと危惧したところです。

また、今課長のほうからも説明があったとおり、これは法律の努力義務というところで、1段階たしか高く努めなければならない目標が上がったのではないかというところからも、さらに努力が必要なのではないかなというふうに思って質問をさせていただきました。

では、(3)番、昨年12月、西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が承認されました。この条例自体は、平成26年に制定されて以来、法律の変更に伴って、条例変更自体は度々行われてきたようですが、この特定教育・保育施設等については第二期子ども・子育て支援事業計画では、「需要動向をみながら、事業実施について検討」との方針が示されています。これについても、この間どのような検討と対応がされてきたか、お答え願います。

議長　　学務課長。

学務課長　特定教育・保育施設とは、町では保育所に当たりますので、ご質問は特定地域型保育

事業に関するものとしてお答えいたします。

第二期子ども・子育て支援事業計画では、国が示した指針に基づきニーズ調査を行い、幼稚園、保育施設をはじめとした子ども・子育て支援事業の必要量を推計しています。ニーズ調査の中には、定員19人以下の保育施設を運営する小規模保育事業や保育者の家庭で子供を預かりサービスを提供する家庭的保育事業など、町では行われていない地域型保育事業も含まれております。それらについても計画書に掲載しているところです。

計画策定以降、町では保育所を核とした保育サービスを提供しておりますが、民間事業者等からこのような地域型保育事業を立ち上げたいという申出があった場合には、ニーズ調査の結果を踏まえながら、設置に向けた検討を行うということにしております。しかしながら、これまでそのような申出はなかったことから、具体的な対応は取っていないというところにあります。

以上です。

議長　　真嶋実君。

2番　　今後ますますの少子化が迫っている中で、既存の保育施設については、統合が検討されている状況にあります。

一方で、地域型、家庭型保育の必要性については、さきの住民の声を聴く会でも強く実感するものでした。従来では、近所の子供を個人的に預かる、親戚の子供を預かるといった形で、地域の中で互助的な仕組みで行われてきたというようなものもあります。今ニーズ調査の中では、事業として立ち上げようという意向はなかなか地域の中で見つけることができなかったということですけれども、先に話したような地域の中で、本当に小さな取組として実施されていたようなことを今後の少子化の中でいかに公的に組み上げていくかということは、重要ではないかなと考えます。その場合、行政として形式的な許認可等、事務作業に関わるだけでなく、

具体的に事業立ち上げに向けてサポートをしていくことも必要ではないかと考えますけれども、そのような対応については行政としてどのような考え方をお持ちでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

以前は、互助的な部分で、地域で見ていただいたという部分もあろうかと思いますけれども、現在制度的な部分で考えると、そういった部分、ファミリーサポートセンターという制度に当たるのかなと思います。ただ、こちらのほうですけれども、やはり体制を構築する部分に大きな課題があると思います。例えばですけれども、会員数が20人以上あって、登録名簿があって、そしてその人たちに研修を受けてもらって、保険とか、様々預かるために研修というか、勉強しなければならない体制とか、そういった部分もありますので、そういった部分がやっぱり大きな課題になってくるというところ。あと、うちのほうの自治体の規模として、なかなか成り手というか、そういった部分にも課題があるのかなと思います。

ただ、これから第三期の計画を立てていくことになりますので、そういった部分で皆さんからも意見をいただきながら、検討を進めていきたいなというふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2番 では、(4)に移ります。第二期子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度で5か年計画の最終年度を迎ますが、これまで年度ごとの検証と評価は行われているでしょうか。子ども・子育て支援制度に係り、西和賀町では西和賀町次世代育成支援地域協議会を地方版の子ども・子育て支援会議として、町のホームページにも掲載しておりますけれども、この会議は上に述べた第二期の計画策定後も継続で開催されているでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

私のほうから、検証と評価についての部分にお答えしたいと思います。第二期子ども・子育て支援事業計画ですけれども、令和2年度を初年度とする5か年計画です。取組の検証、評価は、町の次世代育成支援地域協議会において行うところでありますけれども、令和2年以降、新型コロナの拡大に伴い、委員を招集しての評価を行うことができないでおりました。

現在令和7年度を初年度とする第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて作業に取りかかっております。3月下旬に次世代育成支援地域協議会の第1回目の会議を開く予定というふうにしております。計画策定には来年度1年を要する見込みですけれども、その過程でこれまで行うことができませんでした各事業の検証、評価を行うというふうにしております。

議長 真嶋実君。

2番 近隣では、北上市においては北上市子ども・子育て会議条例という条例をつくって、その中で北上市子ども・子育て会議を設置しておられます。ホームページで分かる範囲では、平成26年以降令和4年まで、初年度においては5回、以降最低でも年2回から多い年については4回、令和4年までの実績がホームページでは紹介されているところです。コロナにおいて、なかなか会議等、どの会議についても開催できなかった状況にはあると思いますけれども、委員の任期の更新ですか、そして書面での最低限の情報のやり取りというものが必要ではなかったかなと思います。そこがやられていたかどうかについて、本来伺わなければならないかなと思うところですが、答えていただけますか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘ありましたとおり、書面での部分のやり取りの部分ですけれども、できませんでした。内部での事業ごとの評価という部分はできましたけれども、委員さんに向けてそういった書面での部分、やっぱり配慮が足りなかったと反省しているところです。そういった部

分も含めまして、今月下旬に開催する委員会第1回の部分も、委員さん方にそのことも伝えながら検証をしっかりととしていきたいと思っております。

議長 ただいま真嶋実君の質問の途中ではあります、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前1時57分 休憩
午後 1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、真嶋実君の質問を続けます。

真嶋実君。

2番 議席2番、真嶋です。午前に引き続き、質問をさせていただきます。

この後、質問項目3、(4)の後半からということになりますけれども、子ども・子育て支援事業計画について、次期計画に向け、組織横断的な対応が必要と考えられるが、計画策定に向けて町長の考えをお伺いいたしますということで質問を事前に上げておりました。ただ、このことについて、この後町長の施政方針演述について私のほうで質問を追加させていただいており、その内容が関連する内容でもあります。については、議長並びに町長のお許しをいただければ、この後の項目4の私の質問を終えて、最後に改めて町長のお考えをお答えいただければと思いますけれども、お許しいただけるでしょうか。

議長 そのようにお願いします。

2番 ありがとうございます。それでは、項目4、町長施政方針演述についてということで、本定例議会初日に行われた町長の施政方針演述についてお伺いします。

演述要旨の7ページ、保育所あり方検討委員会報告について、町長は施政方針演述において、「令和5年11月に西和賀町保育所あり方検討委員会から報告を受けた検討結果に基づき、町の考え方を示し、保護者等説明会などを開催し意見

等を伺い、今後のあり方をまとめます」と述べられています。

そこで質問です。この保育所あり方検討委員会について、立ち上げから検討結果の報告まで、その内容をこれまでどのように開示し、また町民に周知してきたかお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 私から、保育所あり方検討委員会の検討結果の報告についてお答えいたします。

保育所あり方検討委員会は、令和5年3月に第1回、以降計5回の会議を重ねてまいりました。10月に行った第5回会議において、委員会としての考えをまとめて報告書を作成し、翌11月に町長へ報告を行ったところです。

この検討結果につきましては、保育所、園の保護者の皆さんには保護者会などを通じて内容の周知が行われているところです。これまでにお話をさせていただいておりますが、この保育所あり方については学校のあり方検討と大きく結びつくものであり、全体への周知については学校のあり方検討委員会の結果も踏まえた形で周知をしていきたいと考えております。周知方法については、広報、ホームページ等あると思いますが、今検討中の状況であります。学校のあり方検討委員会結果がまとまりましたら、両委員会の結果の周知を行い、その後町の考えを含め、来年度説明会等を開催し、内容をお知らせするとともに、意見を伺ってまいりたいと考えているところです。

議長 真嶋実君。

2番 保護者以外には、まだ周知していないということでした。私のほうでは、町のホームページを何度も検索して探したのですけれども、この委員会について具体的な記述が見つけられない状況おりました。

また、私たち議会議員も1月24日、住民の声を聴く会の事前学習会を開催して、その折に課長から答申内容の概要としての報告をいたしましたが、報告書そのものについては目に

触れることができませんでした。加えて言うと、学校あり方検討委員会でも同様に保育所のあり方検討委員会の保育報告について、その方向性ということでは報告を受けていたかと思いますけれども、具体的にどういう報告書が出されているかということについては示されていないかと思います。

そこでですけれども、町が委嘱した各種委員会から、その成果物である報告書あるいは答申が提出された際は、速やかに町民に開示すべきではないかと思います。その報告、答申を受けて、さらに町民との対話を深め、そこから生まれ出る英知を結集させ、施策対応をすることが現内記町長町政の目指すまちづくりの姿ではなかつたでしょうか。

現時点では、町政のところの町長の考え方を最後にまとめて聞く形にしておりますから、私が述べた報告書等は速やかに開示すべきではなかつたかという点について。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

ちょっと答弁重なってしまう部分はあるのですけれども、今回の保育所のあり方検討につきましては、学校のあり方検討と深く結びついている部分が強いと思いますので、個々にお出する形よりも、保育所のあり方検討委員会のほうでも、説明会は学校のあり方のビジョンと一緒に示してほしいという意見もありましたけれども、併せた形で、保育所、学校の流れが見えるような報告書の部分で、こうだよという部分をまとめた形でのお知らせをしたいというふうに考えているところです。

あと、全体的な部分に関しましては、町のほうの課題というか、まず検討課題になってくると思いますので、そこはちょっと皆さんと検討していければと思っています。

議長 真嶋実君。

2番 今回の委員会だけではなく、どうも当町における各種委嘱委員会の成果物について、な

かなかきちんとしたプロセスを取って対応されていない部分があるのではないかという疑念があります。この点については、また別の機会に深く掘り込んで質問させていただきたいと思います。

では、(2) 番、保育については、令和5年3月、昨年の施政方針演述で、「西和賀町保育所あり方検討委員会」を開催し、ゼロ歳児保育も含め今後の保育環境のあり方について検討を進めます」と述べていますが、この点についてあり方検討委員会ではどのような検討がされているのですか。検討結果を踏まえ、令和6年度の施策の考えを具体的にお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 ゼロ歳児保育についてお答えいたします。

ゼロ歳児保育につきましては、保育所あり方検討委員会の中でも話題となりましたし、8月に行ったアンケートでも一定のニーズがあることが分かり、やはり必要性の高いサービスであると考えています。

しかしながら、ゼロ歳児保育を行うには新たな人員配置や施設整備をする必要があり、町立、私立ともに現在の施設運営体制では困難な状況で、検討委員会でも現状での実施は難しく、統合し、職員体制が整った場合には行うべきという意見もありました。今後の保育所のあり方の方向性を踏まえながら、将来の実施に向けて引き続き検討してまいりたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 現状ではなかなか難しいということですけれども、これまで保育所あり方検討委員会の成果、概要について我々が聞いてきたところは、どうも保育所の統合についての一定の方向が示されたということのウエートが大きくて、昨年の施政方針等々から連なる、それ以外のゼロ歳児保育等について、どのような議論がされたのかが見えない状況にあったように思います。そういうことも含めてやはり報告書については、

きちんと答申があった場合については、速やかに開示するべきではないかなと思います。

そこで、最後になるかと思います。町長にお伺いしますけれども、西和賀町長は今年度大きく改定された町勢要覧で、町民との対話を深め、そこから生まれ出る英知を結集させて、明るく元気な町を目指しますとの決意を表明していらっしゃいます。私は、町長就任以来、この理念を大いに期待しているところですが、子ども・子育て支援は、まさに町民との対話を深め、そこから生まれ出る英知を結集させて、明るく元気な町をつくる要となる政策だと感じます。

教育振興基本計画の策定は、今まさに検討委員会で進められていますが、残念ながら前の計画の最終目標年が令和4年度で、次期計画スタートが令和6年と、1年間のブランクが生じる形になってしまっております。子ども・子育て支援事業計画については、隙間を生ずることなく、真に町民との対話を深め、そこから生まれ出る英知を結集させ、明るく元気な子供たちを育む町をつくる計画となることが求められます。

そこで、前の質問項目で残させていただいた次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けての町長のお考えをお伺いいたします。

議長　内記町長。

町長　お答えいたします。

今ほどお話のありました対応につきましては、あらゆる施策につきまして、私の基本的な姿勢として臨みたいと思って取り組んでいるところでございます。

しかしながら、こういう個別といいますか、分野ごとの政策におきまして、ご指摘いただきましたようになかなか住民の方々に伝わっていないというようなこと、そして対話の場面がなかなか見えにくいというようなご指摘は真摯に受け止めまして、留意し、いろいろお話しいただいた点を踏まえながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長　真嶋実君。

2番　以上で私の質問を終えたいと思います。

議長　以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで1時25分まで休憩します。

午後　1時13分　休　憩

午後　1時25分　再　開

議長　休憩を解き会議を再開いたします。

次に、登壇順3番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6番　議席番号6番、唐仁原俊博です。よろしくお願いします。今日の質問で、デジタル化とかデジタルトランスフォーメーションの話を取り上げますので、最初にその言葉についてちょっと話したいと思います。

デジタルトランスフォーメーションは、DXと略しますけれども、町の第3次行政改革大綱では、DXをこういうふうに定義しています。「デジタル技術を活用することで、業務の流れや住民に対するサービスの改革を進め、一人ひとりのニーズにあったサービスを提供し、多様な幸せを実現できる社会を目指していくこと」と。つまりざっくり言ってしまえば、デジタルの力で社会変革するぞということを掲げているのだと思います。よく言われていることすげども、紙でやっていたことを単純にパソコンとかスマホでできるようにしただけでは、これは単純にデジタル化であって、DXではないということです。

日本デジタルトランスフォーメーション推進協会という一般社団法人があるのですけれども、その理事の森戸裕一さんという人によれば、DXを進めるためには未来志向でビジョンを持つことが必要だそうです。今抱えている課題をどう解決するかという視点ではなくて、もっと高い視座というか、未来を見てどのような世界をつくっていきたいかを設定しなければならないということでした。

以上を踏まえて本題に入りたいと思います。まず、行政のDX、それから行政からの情報発信についてです。町は、平成30年3月に策定された第3次西和賀町行政改革大綱に基づき行政改革に取り組んでおられます。まず、この大綱を策定した経緯や基本方針から照らして、行政改革が適切に進められているか認識を伺います。

議長　内記町長。

町長　ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁させます。

議長　企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

第3次西和賀町行政改革大綱につきましては、平成30年3月に策定を行ったものであります、人口減少と高齢化の進展によって、多様化する行政需要に適切に対応していく必要がある一方で、町村合併から10年以上が経過したことで、地方交付税の特例措置も段階的に縮小していく局面にあって、これまで以上に限られた財源を有効に活用していくことを目的に当該行革大綱を策定したものであり、行財政運営のあり方を大きく見直していく契機として捉えているものであります。

この第3次行革大綱には25項目の取組事項がございますが、そのうち令和3年度までの前期期間において目標達成は13項目となり、目標設定のない7項目を除く達成率は72.2%となっております。未達成の5項目を含め、後期期間において整理、調整を図りながら取組を進めているところでございます。

以上です。

議長　唐仁原俊博君。

6番　ありがとうございます。この行政改革大綱の重点推進事項の項目1が行政の効率化となっています。そこで挙げられている現状認識、また課題として、「これまで取り組んできた事務事業評価を更に効果的なものにするとともに、事務手続のあり方もコロナ禍を踏まえた形に見直す必要があります。併せて、DX（デジタル

トランسفォーメーション）を推進し、業務改善と住民生活向上の取組が必要です」というふうに述べられています。既に達成した項目もあるということでしたけれども、この具体的な取組として事務事業のスリム化、事務手続の簡略化、DXの推進、団体等の事務局事務の見直し、町民の意見集約が掲げられています。それぞれの項目に関して、現状の達成状況と今後の見通し、あるいはぶつかっている課題があるのであれば、それについて教えてください。

議長　企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

重点推進事項に係る具体的な取組の達成状況と今後の見通しについてのお尋ねでございますが、まず1つ目、事務事業のスリム化については、毎年度対象となる事務事業の行政評価を行い、現状維持、見直して継続、縮小して継続、統廃合、廃止といった分類分けをした上で、翌年度の予算に反映させるというものであります。直近の取組状況でございますが、令和5年度予算に反映させた行政評価の状況は、評価対象153件のうち、現状維持が102件、見直して継続が43件、縮小して継続が2件、統廃合1件、廃止が5件となっております。この項目は、定性評価ということになっており、取組に着手すれば目標達成ということでございますので、この項目に関しては目標達成という整理しております。

今後の見通しでありますけれども、予算編成において、年々膨らむ一方の経常的な経費のウエートが重くなってきており、非常に窮屈な予算編成作業を余儀なくされている以上、この事務事業のスリム化は、持続可能な行財政運営のためには必須かつ不断の取組であると承知をしているところでございます。

次に、2つ目の事務手続きの簡略化と3つ目のDXの推進につきましては、令和5年3月の行革大綱の見直しによって新たに盛り込まれた項目となっておりましたので、これら2つの項目につきましては、まだ達成状況の評価を行つ

ているものではありません。

続いて、4つ目、団体等の事務局事務の見直しでありますけれども、町の職員が法令に基づかない任意団体等の事務局事務を担っている団体等について、平成30年度時点で把握していたものが61団体ございましたが、年々整理等が進み、令和4年度では32団体にまで減少しており、こちらも目標を達成している状況にあります。

今後の見通しでありますと、団体そのものの必要性といった問題はあるにしましても、町内では民間の人材が不足している状況もありますので、一概に数字ありきでこれを減らしていくということは難しいものと考えているところであります。

最後の5つ目、町民の意見集約ですけれども、こちらは前期の取組ではまちづくり意見交換会の開催という項目で取り組まれたもので、この意見交換会についてはあくまでも住民側から開催の申出があって、それに町側が対応したものがあったかなかったかという評価になっているものでございます。これにつきましては、平成30年度が1件、令和元年度が2件、令和2年度も2件、令和3年度はコロナでゼロ件、令和4年度もゼロ件となっておりますが、今申し上げた件数はあくまでも住民側からの申出に対応した件数であり、町政懇談会のように町側から開催告知をして実施したものはこれに含まれておりません。こちらの評価としましては、こちらも定性評価となっておりますので、目標達成としているものであります。

今後の見通しですけれども、町民の意見集約という目的最優先に考えますと、住民側から、町側からといった区別なく取り組んでいく必要があるものと認識をしており、開催方法も令和4年度に試験的にやってみましたが、オンラインと対面でのハイブリッド開催という方法もこれから時代は積極的に取り入れていく必要があるものと認識をしているところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。事務手続きの簡略化とDXの推進については、今年度盛り込んだのでというお話だったのですけれども、基本的に年度末に点検するというふうなフローになっているということでいいでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 令和5年度から盛り込んだものでございますので、基本的には今議員がおっしゃったとおりだと思います。

議長 唐仁原俊博君。

6番 特にDXに関して言うならば、年度末というよりも、何か新しいツールを導入したりするならば、都度都度いろいろと点検が必要になってくるかなと思います。最近でもロゴチャットを庁内で導入されたという話ですし、それを先行して使用している自治体とかだと、職員のプライベートまで侵入されてしまうというふうな話もあるようですし、いろいろといい使い方を検討していかなければいけないかなと思いますので、適切な時期に適切な振り返りができるようにしていただく必要があるかなと思います。

次に行きます。今おっしゃっていただいたように、効率化を進めていくことは非常に重要なと思います。持続性を考えたときに必須だと思うのですけれども、一方で効率化というのは目的ではなくて手段だと思っております。まちづくりに当たっては、効率化だけ考えていいかというとそういうわけではありません。というのも、西和賀町というのが協働のまちづくりというのを掲げているからです。

まちづくり基本条例だと、例えば第5条で「情報共有の原則」が掲げられています。町民、議会及び町の執行機関は、町政に関する情報をお互いに共有することとなっています。第6条の3だと、町民は町の執行機関及び議会が保有する情報を知る権利を有します。第7条、町民は町の課題を認識し、積極的に町政運営に参画し、まちづくりを推進するよう努めるものとします

となっています。要するに、協働のまちづくりを推進するに当たって、情報の共有は欠かせないし、情報格差は極力ないように、生まれないようにしなければいけないということだと思います。

情報の共有といつても、決まったことを報告するだけというのが情報の共有かというと、それは違うと思います。単純な事務であればそれでいいのかもしれませんけれども、住民生活に大きな影響がある事柄の場合、いきなり結果だけ示されても、物によってはこれで安心して町に住み続けられるなというふうにポジティブに受け入れられるものもあれば、こんなことだともう町に住み続けられないと思われてしまうこともあるかなと思います。何でもっと早く言ってくれなかつたのだというふうなことです。

私、去年議員を拝命してからなのですけれども、複数の人から保育園、保育所というのはなくなるのでしょうかとか、統合するのでしょうかという話をされまして、いや、それ決まっていませんよということを言う機会が何遍もありました。それ誰から聞いたのですかと言ったら、保育所の人が言っていたとか、何か町で検討しているからそうなるのでしょうかとか、曖昧な情報がたくさん出回っていて、それが複数の人が言うことによって、さらに「ああ、もうそうなっているんだ」と思われてしまうという状況だったと思っています。

これまで町がホームページを開設して以降、恐らく情報をオープンにしようとか、デジタル化して伝わるようにしようということをしていましたと思うのですけれども、なるべく早く情報を伝える、そういう即時性というのも大事かと思います。先ほど真嶋議員からもありましたけれども、検討した内容が伝わっていないというのをやっぱり防がなければいけないと。そういう情報公開の即時性を高めることについて、どのような認識でしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

オープンデータのことで答弁準備しておりましたので、今の議員のご質問と若干かみ合わない答弁になるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

行政情報のデジタル化、オープンデータ化についてのお尋ねということで答弁準備させていただいております。オープンデータの話は、今回通告をいただいたからいろいろ勉強しましたので、聞きかじった情報に基づく答弁になりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

まず、行政情報のデジタル化というのは、その後のオープンデータ化するための手段にすぎませんので、今回はオープンデータの話に絞って答弁をさせていただきますけれども、オープンデータとは法律の定義によると、国及び地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講ずることとされております。

また、オープンデータに取り組む意義としては、国はオープンデータ基本指針において次の3点に整理しております。1点目は、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化であります。これが、議員がおっしゃっている協働のまちづくりに通じるものかと思います。

次に、2点目は行政の高度化・効率化、そして3点目が透明性・信頼性の向上とされております。町にとりましても、この意義はそっくりそのまま当てはまるものだと思っておりますし、この後のご質問でも提起されるDX推進のための基本条件になってくるものであり、取組の必要性について異論を挟むものではございません。

ただし、例えばただ単にホームページにデータを公開するだけでは、今答弁しているオープンデータということにはならないとされておりまして、そこにはいろんなハードルもあるようでございますので、まずはこうした基本理解を深めていくことが大事なのだろうなと考えてい

るところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 すみません。質問で通告していたオープ
ン化、デジタル化の部分に関しての話を私のほう
うが飛ばしていたので、一応補足しますと、例
えば熊の出没データとか交通状況、特に西和賀
の場合は雪で路面状況が滑りやすいとか、ふぶ
いているとかという情報が、最近だと車もネット
につながっていますので、そういうのを共有
できたりすれば、いろいろとその後使いようが
あるというので、オープン化を図ったほうがいいの
ではないかということを、前に言っていたこと
を今答弁いただいたということで、ありがとうございました。

次に行きたいと思います。さっきの私からの
質問の続きになるのですけれども、情報公開の
即時性の話、行政が情報をホールドする機関と
いうのを極力短くすることが重要だと思っています。
以前にも一般質問で、かわまちづくりの
話だったかと思いますけれども、そのときに触
れたのですけれども、決まっていない状況であ
っても、その情報をどうやって公開するかとい
うことが肝腎なのかなと思っています。よく言
われる話かと思うのですけれども、行政がパブ
リックコメントを求める段階でパブリックコメ
ントを出したとしても、どうせ反映されないの
でしょうというふうな声というのは、町において
という話ではなくて、世の中一般的にあると思
っています。それをどうやって突き崩すか、
西和賀町においてはそうではないのですよとい
う信頼感をどうやってつくっていくかだと思
うのです。

町の公式サイトについても、これは決まつ
ことですよと、決まつたことだから載っている
のですよというのではなくて、今後住民の皆さん
にも考えてほしいから載せているのですよと
か、意見が欲しいから載せているのですよとい
うことを繰り返し周知して、コミュニケーション

ンを取っていくことでしか信頼感というのは醸
成されないのかなというふうに思います。それ
が協働のまちづくりの基礎になるのかなと考え
ています。

現在当局からの情報発信について、いろいろ
なチャンネルがあると思うのですけれども、DX
に関係あるなしにかかわらず、何らかの取組
というのは予定されているでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政からの情報発信について、改善のための
取組は何かあるのかというお尋ねでございます
けれども、まず現状の情報発信の手段といたしま
しては、広報紙、紙媒体とウェブ媒体の両方
ございます。そしてホームページ、それから告
知放送ということでございます。それぞれに改
善の余地があるかと思いますけれども、それは
それとして、ただいまのご質問は新たな取組と
して何かないのかということなのだろうと理解
をしております。

これにつきましては、以前にもたしか議員に
答弁申し上げているように、町の公式SNS運
用を検討しているところであります。現在運
用ガイドラインの策定など、所要の準備を進め
ているところでございます。

ただ、このSNSにつきましても、単に立ち
上げればよいというわけではなくて、効果を発
揮させるためにはその後の運用が大事だとい
うことは言うまでもないことで、運用体制につ
いても、どうあればよいのか併せて検討していく
必要があるものと認識をしているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 SNSについての検討を進められている
ということなのですけれども、それについて1
つ申し上げたいのが、単純に町の公式ページ見
に行ったときに、お知らせで出ているような文
章を載せるだけのSNSであれば、正直要らな

いかなと思うのです。どういう運用の形にするか、いろいろな考え方があると思いますけれども、行政の職員も一住民ということを考えれば、住民の人となりが見えるようなものであってもいいのかなとかというふうに思います。これは、私の考えとして述べておくということにとどめておきます。

情報発信についてなのですけれども、先ほどまちづくり意見交換会の話もありましたが、町政懇談会について実施する計画というのは、今年度は実施されていませんでしたけれども、今後の計画というのはあるのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町政懇談会につきましては、議員おっしゃるとおり、令和5年度につきましては未実施となってございます。これにつきましては、町長のほうから開催の指示はいただいておりましたので、令和6年度は間違いなく町政懇談会は開催したいと考えておりますが、詳細につきましてはこれからとなってございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次、町の公式ホームページについてちょっと深掘りしたいのですけれども、何度か議会でも取り上げられているものかと思います。現行のシステムを使い続けるにしても、いろいろと改善する余地があるのかなと考えるのですが、今現在で町の公式ホームページについて当局内で議論されていることというのはあるのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町のホームページにつきましては、以前の議会でも様々ご指摘などをいただいた経緯がございます。現行のシステムについては、令和2年度から運用を始めているものであります。専門的な知識や技術がなくても、職員であれば誰もが容易にホームページへの情報掲載や掲載内

容の更新ができ、全体での一貫したレイアウトやリンク表現などを実現できるCMS、コンテンツマネジメントシステムとなっているものであります。9月議会におきまして、更新日の表示方法や保守費用の妥当性というものを問われた経緯も踏まえまして、令和5年10月時点で県内自治体のシステムの導入状況を調査しましたところ、更新日表示の表現は同様の自治体が複数存在しておりますし、保守費用についても比較的安価であるということが分かりました。

また、外部サーバーの利用により老朽化の心配もないことから、現時点では今のシステム自体の変更を検討してはおりません。

担当課いたしましては、ホームページのシステムの問題というより、運用面においてあくまでも利用者目線に立って、利用者の声を聞きながら、情報発信の質や量を意識して内容の充実に努めていく必要があるものと認識をしていきます。

今年度は、全職員が情報発信に取り組みやすくなるよう、基本的な作成作業の職員向け説明資料を作成しましたし、ホームページの掲載情報の見直しを定期的に行うこととして、年次点検を実施したところであります。今後は利用者アンケートなども行いながら、より利用しやすいホームページづくりに取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。実は先日、比較的最近町に引っ越してこられた方と話していて、ホームページを見て補助金だったかな、情報を探そうかと思ったのだけれども、どこに何の情報が出ているか全く分からぬという話を聞きました。検索エンジン使えば出てくることもあるのですけれども、情報を見つけやすくするとか、動線を整理することが重要なのではないかなと思います。これは、個々のページというよりも、サイト全体としていということです。そ

の辺り、認識はいかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ご指摘の点もあるかと思います。ご意見として承って、今後に役立たせていただきたいと思います。

議長 唐仁原俊博君。

6番 よろしくお願いします。その動線の整理とかに加えて、先ほどページを制作するための資料とかを作られたということでしたけれども、個々のページとか、そういう単位でいうと、情報の掲示の仕方にも課題があるのかなというふうに私は見てています。日頃から事務に従事して、全体像を理解している行政職員の方であれば特に問題ないとは思うのですけれども、ページにたどり着いたとして、PDFへのリンクが並んでいるだけで、一々リンクを開かないと確認できないとかというのがよくある行政のホームページであり、うちの町も基本的にそうなっているかなというふうに感じています。

例えばなのですけれども、保育園とか保育所のあり方の話にしても、1個専用のページをつくって、まず全体像として図を掲示するとか、全体の流れとして何年度までにこういうふうに決着をつけたいと思いますとかということを提示した上で、個別にこういうことを、こういう計画、こういう会議があって、今こういう話をしていますというふうな形で、話題を知らない人が初めて見に行ったときに、きちんと全体像と今どうなっているか、それぞれどういう議論がされているかというふうに頭に入っこないと、やっぱり情報が開示されている状態になっていないのではないかというふうに思います。そういう工夫する余地について、検討していただければと思います。

次の質問に行きます。先ほどから話題にしている行政のDXとか、ホームページなどの情報発信についてなのですけれども、協働のまちづくりという視点からいえば、当局に検討してもらう、知恵を絞ってもらうというのもあるので

すけれども、住民の意見をやっぱり拾ってほしいと。住民の意見を拾うだけでなく、住民も参加して一緒に勉強会を行うとか、より積極的に住民を巻き込んでいくための取組があつてもいいのではないかなどと思います。これについてはいかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政のDX推進やホームページ等の情報発信のあり方といったことなどについて、住民も巻き込んだ取組が必要とのご指摘には全く同感するところあります。

DX推進の意義は、単なる役場の業務効率化にとどまらず、住民の利便性向上といったことのほうがより重要でありまして、そのような意味からして、一般的には自治体DXという言い方をされているわけでありますが、この自治体DXを推進していくに当たり、住民を巻き込む前段階として、まずは役場内部で自治体DXの意義について、組織としての共通認識、理解がまだ十分に図られていない状況であります。

したがって、ここでのプロセスを飛び越えて住民を巻き込んでいくということは、なかなか難しいものと思われますので、まずは着実に内部の足場固めをしていかなければならないものと、まだそういう状況でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 一緒に勉強するというのもいいのではないかなどと思いますので、意見として述べておきます。

次に行きます。今度は、町内におけるDXについてお話しします。令和3年、岸田文雄内閣総理大臣がデジタル田園都市国家構想を発表しました。ここで言っているのは、デジタル実装を通じて社会が抱える課題を解決し、誰一人取り残さず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという内容です。これは施政方針演説で取り上げたわけで、政府としてもかなり力を入れていきますよとい

う表明だったと思います。各地方公共団体の意欲的な取組を支援するためということで、デジタル田園都市国家構想交付金というのも創設されました。現在この交付金に関連して、町としてこれまで取り組んだこと、今後取組を予定していることはありますでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想推進交付金、いわゆるデジ田交付金の活用についてのお尋ねでございますけれども、まず本町におきましては国のデジタル化の方針等を踏まえ、令和4年5月に西和賀町DX推進計画を策定し、行政事務のデジタル化に取り組んでいるところでございます。

令和4年度の取組といたしましては、本町を含む県南広域振興局管内の14団体で競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システムというものを構築して、これを共同利用することで導入経費の削減や事務の効率化、行政手続のオンライン化を図り、利便性の高い行政サービスの提供を行っているところであり、この共同実施に係る町の負担金にデジ田交付金を充てているものであります。

また、今年度は、住民の利便性向上に資する取組として、自治体情報基盤クラウドシステムを構築し、川舟郵便局に証明書発行用端末、キオスク端末を設置し、川舟郵便局で証明書を受け取ることができるようマイナンバーカード利活用促進支援事業に取り組んでおり、当該事業費にデジ田交付金を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。キオスク端末の設置によって利便性は向上すると思うので、それはそれでとてもありがたい話だと思うのですが、デジ田のサイトとかを見に行くと、民間事業者を巻き込んで、官民連携などでDX

にまつわる事業というのを推進したりしているわけですけれども、他自治体とか他地域の取組についての情報収集というのは行われているでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

DX推進につきましては、先ほどの答弁と重なりますけれども、まだ組織内部でこのDX推進の意義等について、職員みんながその認識、理解を深められていない状況でございまして、まだ外の情報を積極的に取りに行っている段階ではございません。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。やっぱりまず、先ほどの課長の答弁だと、内部で足場固めをしてという話でしたけれども、もう一緒に勉強し始めたほうが早いのではないかというふうに感触として感じています。

次に行きます。DXとかデジタル化というのが、今後国がかなり力を入れていく部分だと思うのですけれども、現状町内にはシステムを開発したりとか、IT関連サービスの導入をサポートするような事業者というのがいない、もしくはほぼいないのが現状だろうと思われます。町内に事業者がいないままだと、何かやろうというときに町外にお金が出ていく一方になってしまいます。そういう分野の知見を持つ人とかスキルを持つ人、事業者の育成というのも、町にとって大きな課題だと認識していますけれども、町としてはどのような認識でしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

自治体DXを推進していく上で、様々な課題やハードルがあり、ご指摘のデジタル人材の確保につきましても、非常に大きな課題であると認識をしているところでございます。特にも人口減少と高齢化が進んでいる本町では、デジタル人材に限らず、ほぼ全ての職場、職種で慢性的な人手不足に陥っており、深刻な状況にある

ものと思っております。

したがって、町内における人材育成という点では、正直申し上げまして非常に苦慮しているところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 あらゆる現場で人が足りないというのが実際うちの町の現状だと思いますし、これから先どの自治体でもそうなってくると思います。ある意味で町がトップランナーなわけで、トップランナーとしてDXもトップランナーで駆け抜けられれば、その先がつながるのかなと思っています。

町内で育成することも考えなければいけないとは思うのですけれども、町外から専門人材を招き入れることも視野に入れていいのではないかというふうに思います。例えばですけれども、北上市、民間から大塚知彦さんという方を招いて自治体DX推進リーダーとしています。もっと小規模な自治体で、長野県の辰野町というところ、人口1万8,000人強なのですけれども、そこも町の職員として元エンジニアの方を採用して、町と民間企業、それから地域住民をつないでDX推進などに取り組む地域プロジェクトマネジャーという役職を与えていたりします。

財政状況とか、いろいろと制約はあると思うのですけれども、周りに置いていかれないために、こういう人を外から引き入れていくことについて、認識はどのようでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、特にこうしたデジタル人材のような専門性を求められる職種につきましては、町外からの招聘に頼らざるを得ない面があると考えております。派遣元など、具体的な検討はこれからになりますけれども、官民間わず、場合によっては例えば地域おこし協力隊員としての起用も含めて、幅広く人材を求めて

いく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今お話ししたデジタル人材でいうと、どちらかというと大所高所に立って、町としての方針を探ったりという話なのですけれども、もう一方でもっとデジタル的なものに触れる機会というのを町内に増やしてもいいのかなというふうに思っています。例えば今英語の公営塾とかがあつたりしますけれども、ああいう感じでデジタルスキルに触れてみたり、身につけられるような場があつてもいいのかなと。今スマホでも大分、チラシをデザインしたりとか、画像を加工したりとか、映像を編集したりとか、いろいろできるのですけれども、実はスマホでできることというのは型にはめられてしまっていて、パソコンがあつたときにもっと自由にいろんなことができるとかというのを触れない限りはやっぱり分からぬわけです。なので、そういう触れる機会をつくるとか、あるいはそれを教えることができる人を用意するとかということも必要なのではないかと思いますが、そこについてご認識いかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 今のご意見初めて聞きましたので、まず今の段階ではご意見として承っておきたいと思います。どうもありがとうございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 さっきの行政のDXの話にもなるのですけれども、スマホを我々、普及率が上がってきて、大抵の方が役場職員でも持っているかと思うのですが、スマホを持っているときから机の前に座ったときに、いきなり時代が20年遡るというふうな状況というのが行政の現場らしいです。要は、ワードをみんなが使えるようになったという時点とほぼ同じ状況になってしまった。

だから、特に若い人にとっては、もうスマホで何かするのが当たり前とかとなっているので、いろいろ可能性を伸ばすような取組ができたらいいのではないかなと思っております。

次の質問に参ります。今度は、地域ブランドユキノチカラの話をさせていただきます。本年の2月1日より、東京の上野でユキノチカラのポップアップストアを展開中と伺っています。これは、どのような経緯で実施に至ったのか、それから現時点での反響や手応えはいかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

今定例会初日に町長から行政報告も行っているところですけれども、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである関係人口拡大のための取組として、期間限定ではありますけれども、東京、上野において本町のアンテナショップとなるユキノチカラポップアップストアを出店、展開しているところでございます。

この経緯についてでありますけれども、首都圏で64店舗を展開する朝日信用金庫様において、管轄するエリアの空き店舗をリノベーションして、地方自治体や事業者に期間限定で貸し出す地域支援プロジェクトを試験的に立ち上げました。このプロジェクトのお話を総合戦略や企業版ふるさと納税に関わって本町とお付き合いのあるしんきん地域創生ネットワーク株式会社様から仲介をいただき、今回の出店に至ったところであります。

店舗を運営するに当たり課題となったのは、店舗で接客等に従事するスタッフの確保でしたが、幸い本町出身で首都圏にお住まいの湯田ふるさと会の方々が当番でお手伝いいただされることになり、これに有志の町職員が自身の研修も兼ねて交代で従事することで、店舗の運営を賄っているところであります。

2月1日のオープンから1か月余りが経過し

ておりますが、オープン前に町出身者や西和賀ファンクラブの方々などに案内はがきを郵送していたこと也有って、オープン当初は出身者の方など、本町と何らかのゆかりをお持ちの方が多く来店されていたようありました。ただ、こうした方々は、この後何度も来店するというわけではないと思いますので、これからのターゲットとすれば、一般客やいわゆる飛び込み客をいかに獲得していくかということだと思っております。

その点で感心させられたことが、当然と言えば当然なのですが、東京のど真ん中にあって、西和賀町やユキノチカラのネームバリューというものはなきに等しく、それを目がけて来店する人はほとんどいないということが分かりました。その一方で、湯田牛乳の湯田ヨーグルトの知名度は抜群で、湯田ヨーグルトのぼり旗やディスプレーを見かけたので、それを買うために来店される方が一定程度いらっしゃるようあります。我々が想像している以上に、湯田ヨーグルトブランドが首都圏でも浸透しているということが分かり、今後ユキノチカラブランドを全国展開していく上での強力な武器になるものと思っています。

こうした点も含めて、店舗では毎日様々なデータや傾向を計っているところであり、これらを分析しながら、今後の商品開発や販売戦略につなげていきたいと考えております。

また、店舗では、週末を中心に生産者との交流など、町の魅力を感じができるイベントも仕掛けており、これまでにオンラインで雪あかりを鑑賞できるイベントや雪国文化研究所の研究員による出張講座などを行っております。こうした機会は、出身者や西和賀町のファンが集まり、交流するきっかけにもなっておりますし、オンライン雪あかりでは、次回は実際に現地で雪あかりを鑑賞したいという声も寄せられております。

地域おこし協力隊の説明会には、町に移住を

検討する方も参加していただいております。こうした場づくりを重ねることで、関係性をつくるとともに、より深めていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。これを実施するというのを聞いたのが、私も1月の下旬ぐらいだったと思うのですけれども、結構ばたばたと決まったという感じなのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

お話そのものは以前からいただいたおりまして、1月の下旬にプレス発表をさせていただきました。そのプレスで正式に発表するまで、ちょっと時間がかかったということでございました。お話自体は、昨年の段階からいただいたものです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 先ほどおっしゃったように、いろいろ手応えとか反省点とかもあると思うのですけれども、単体の事業というよりも、やっぱりいろいろと連携して動いていくことがいいかなと思いますので、内部でというか、例えば役場の中でも、今の課で言えばふるさと振興課と観光商工課とか、あるいは民間の事業者とか、連携取つて動いていくためには、プレスも含めて早いほうがよかったですのかなというふうに思います。

次の質問ですけれども、来年度ユキノチカラについて、町としてどのように関与する方針でしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

ユキノチカラは、町の地方創生の取組となる地域資源を活用した商品開発の中で、豪雪を地域の特徴と捉えた地域ブランドとして生まれました。現在では地域商社事業として、株式会社西和賀産業公社と連携をしながら、ふるさと納税による商品開発や販路拡大などの企画、発信

に活用するとともに、西和賀高校の魅力化の中でも魅力発見ラボとして、高校生の視点により商品開発に取り組むなど、地域ならではの学びの機会ともなっております。様々な場面で、このプロジェクトが役割を発揮しております。

ユキノチカラプロジェクトへの町の関わり方でありますけれども、形式的には来年度から何か変わるということはございません。しかしながら、西和賀のまちづくり、経営戦略として、外部に対してこのユキノチカラブランドをより鮮明に、強力に打ち出していくことで、まさに地域ブランドとして文字どおり地域そのもののイメージ、自然であるとか景観、歴史、風土、文化など、あるいはストーリー性を感じ取っていただいて、町の魅力化や活性化につなげていくというまちづくりのビジョンのようなものを、関係者のみならず、町民の皆様とも共有していくような環境づくりに努めていきたいと考えております。

現段階では具体的な取組について言及できるところまでには至っておりませんけれども、まちづくり戦略上の貴重な活路の一つとして、これを明確に位置づけていきたいと思っているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。ブランドというのは、一回立ち上げたらそれで終わりというわけではなくて、ずっと陳腐化と闘っていかなければいけない、なかなか大変な作業が続くものだと認識しています。なので、町として適切にいろいろと手助けをしながらやっていきただけたらいいなと思います。

次の話題に行きます。県立西和賀高校についてです。まず、新聞などにも出ていましたけれども、来年度の志願状況はどうなっていますでしょうか。

議長 教育長。

教育長 志願状況についてお答えさせていただき

ます。

今回の志願につきましては、推薦入試に関わっては、志願者が1名に対し、合格者が1名と既に決まっております。

また、調整前では志願者48名、倍率が1.23倍と、調整後も同様な結果になって今進んでいるところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 定員割れになっているところもある中で、なかなか喜ばしいニュースだったかなというふうに思います。

県外から入学志望者を受け入れるふるさと留学制度というのを町が本年度から本格的に取り組み始めたわけですけれども、そういうふるさと留学制度の利用とか、あるいは町内での募集に関して、本年度の取組をどのように評価、総括されるか伺います。

議長 柿崎教育長。

教育長 町内外からの生徒募集に関わって、町の取組の評価について、今考えているところでお答えしたいと思っています。

生徒募集に関わっては、今年度は和賀地区管内のほうの全中学校に訪問を3回ほどさせていただいております。そのほか、秋田にも1回行っております。それから、随時、その都度情報共有をしていて、現在の高校生の様子などをお話ししているところです。

また、ふるさと留学生の募集に関わっては、全国で県外募集を行っている多くの学校が参加している地域みらい留学プラットフォームと、島根県がやっているところなのですが、そこに参加しております。リモートによる合同説明会を6回、それから9月においては東京のほうに行きまして、対面による合同説明会をさせていただきました。そのような機会を活用し、西和賀高校の学びや学習、それから通学等の様々な支援を伝えてきたところです。その結果として、今年度は先ほど報告させていただいたとおりの

志願増につなげることができたと考えております。

また、志願する生徒やその保護者の志願理由というところをちょっとお聞きしたところですけれども、5つほどあります、1つはやはり少人数指導や習熟度別学習に関わって対応していただけたこと、そして相談していただけるということがあります1点。

それから、2点目としては、小論文、英語、それから数学等の公営塾等、それから各種検定の試験の補助があるということ。

それから、3つ目として、卒業生の国公立大学、私学の大学への進学や、それから就職の実績などが挙げられております。

4つ目としては、町の自然、産業、文化等を題材とした、この町でしか学ぶことのできない学びがあるということで、探究的な学習の時間になりますけれども、これでキャリアアップを積むことができるというふうなことをおっしゃっております。

また、最後になりますが、高校と町が協力して魅力化に取り組んでいる体制がすごくいいということで、多くのところを見学した生徒のほうから、保護者のほうから、そういうふうな評価をいただいているところです。

以上、5点を挙げさせていただきましたが、まさに西和賀町において、高校との協力をしたこのようなコンセプトがしっかりと伝えられつつあるということと、それから今年度そのような学びを希望する生徒が多くあったということが今回このような形になったというふうに思っております。いずれ今までの積み重ねの結果だなというふうに考えているところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、児童生徒、それから保護者からしたときに、やっぱりこの町の環境を含めて魅力的に映る人たちというのが、全国に裾野

を広げれば相当数になるのではないかなと思います。西校の生徒募集に関しては、実を結びつつあると思いますけれども、別に西校の生徒募集に限らず、それは移住とか定住に関してもそうですし、いろいろな産業についても同じようなことが言えるかなと思いますので、ぜひとも今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。町長の施政方針演述についてです。演述の中で、川をいかしたまちづくり事業についても取り上げられておりました。以前の一般質問で、私この川をいかしたまちづくり事業について取り上げて、そのときは環境整備が主目的であるという話だったのですけれども、町長の演述の中では、その後、環境整備後の活用に向けたソフト事業の実施や人材育成などにも取り組むということでした。現時点でどういったことが計画とか、検討とかされているか、教えてください。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

川をいかしたまちづくり事業については、以前の議会でも取り上げていただきましたが、地域活性化や観光振興などを目的に、町、民間事業者、地域住民及び河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間の融合による良好な空間を形成し、地域のにぎわい創出を目指す取組であります。

西和賀町川まちづくり事業は、錦秋湖周辺に多く点在する魅力的な資源を線で結んだネットワークを形成するため、拠点ハード整備やソフト施策を実施し、さらなる地域の活性化を実現するものとして計画をしたところであります。

令和5年度、6年度では、湯本エリアと上野々のエリアにおいて、まちなか交流館やJRほっとゆだ駅など、既存の施設から河川空間へのアクセス向上につながるテラス階段や公園、駐車場の整備が行われることになっております。

整備後の取組として検討を行っていることは、

これまで実施してきた観光事業者や地域住民とのワークショップなどの経験を生かして、整備したエリア空間に愛着を持ってもらうよう、環境活動団体の指導を受けて山野草の植栽ワークショップなど、地域住民と一緒に河川環境を育していく仕掛けなどについて考えているところであります。

また、上野々のエリアについては、JR北上線全線開通100周年の関連イベントや銀河ホテルなど周辺施設と一体となった文化的な活用など、広く活用策を探っていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今日の話の総まとめみたいになりますけれども、川をいかしたまちづくり事業についても、環境整備後というか、環境整備前、環境整備中も含めて、やっぱり民間、住民を巻き込んでいかなければいけないのかなと思います。なので、こういうことを考えているのだけれどもという段階で、どんどん情報を発信していただければなというふうに思います。

今日、DXとか、そういう話をいろいろしたのですけれども、町の方針として、最初に言いましたけれども、多様な暮らし方を実現できるような社会を目指すのだというふうにおっしゃっていましたけれども、人類の歴史を振り返ったときに、人が増えてしまってどうしようと困ったことはいっぱいあったと思うのですけれども、人が減っていくことを前提にして社会をデザインしていくということはほとんどしてこなかつたと思うのです。ということは、我々この町は、今後人類がほとんど経験していない社会づくりを、地域づくりをしていかなければいけないということで、覚悟といいますか、そういうのを体験できる人というのは、すごくある意味恵まれた状況にあるわけで、まだ見ぬ地域社会をつくっていくぞという気持ちで、当局の皆

さんもですし、議員も、それから住民の皆さんも一丸となって取り組んでいければなというふうに思います。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

これで一般質問を終了します。

ここで2時35分まで休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。それでは、早速質問に入ります。

今後の教育環境のあり方についてです。12月議会の一般質問の答弁で、現在保育所、保育園については、あり方検討委員会からの答申がまとまっており、小中学校についてもあり方検討が行われている。この町の今後の教育環境のあり方が今大きく問われる時期に来ているということが明らかになりました。議会としても、住民の声を聴く会を保育所、保育園の保護者を対象に行い、このことに関する話題が多く出ました。それを踏まえて質問させていただきます。

(1)、保育所、保育園のあり方について、保育所あり方検討委員会の答申では、保育所、保育園は統合するのが望ましく、その上で新たな施設を整備する必要があるとのことです。湯田、沢内それぞれ1か所に整備されるという答申であったと思います。

1点目です。この統合し、その上で新たな施設を整備することが望ましいという答申は、児童を送迎する距離が長くなるなど、不便を強いられる利用者も生じることから、できるだけ負担を少なくする方策を講じることを望むという条件付となっています。この利用者の負担をできるだけ少なくする方策として、現段階ではど

のようなことが考えられるでしょうか。

議長 内記町長。

町長 保育所、保育園のあり方につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 送迎の方策の考えについてお答えいたします。

令和5年11月、保育所あり方検討委員会の検討結果がまとまり、報告を受けております。この委員会報告を受け、町としての考えをまとめ、子育て世代の保護者、保育関係者、町民の皆さんに説明をしていきたいと考えておりますが、今学校のあり方検討も進めているところです。今検討中の学校のあり方検討も踏まえた形で、来年度の見込みとしては7月頃になろうかと思いますが、学校のあり方についても一緒に説明をしていきたいと考えております。町としては、学校のあり方検討結果も踏まえた上で、保育所の考えをまとめ、示していきたいと考えているところです。

ご質問の送迎方策につきましてですが、学校のあり方検討結果を踏まえての検討ということになりますので、現時点での想定でのお答えは厳しいという状況になります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 分かりました。このことについては、ちょっと後ほどまた触れさせていただきたいとも思っていますが、統合の方向ということで、不便を強いられる利用者も増えることが予想されるということがここは明らかだと思います。

そこで、教育長にぜひ伺いたいのですが、統合検討に当たって、12月定例会の答弁の中にあった「全ての子供たちがひとしく教育を享受できる環境」、これが一番大事だというふうに教育長おっしゃったと思うのですが、このことをどのように考えるかということでお願いします。

議長 柿崎教育長。

教育長 法律でありますけれども、やはりいろ

んな生まれた環境とか、地域によっての格差があつてはいけないと。そのためにできる限りの努力をして、どの子にもその子の資質、能力に合わせたり、それから成長過程を踏ました教育はしていかなければいけないという意味でお答えさせていただきましたし、今回のこの保育所のあり方とか、それから学校のあり方についても、そこ辺りのところは十分検討して進めていかなければいけないと考えておるところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 ゼロ歳児保育について大事にされている視点を大切に、検討を進めていただきたいなというふうに思っています。

2点目、同じく答申では、統合後の保育施設の活動がよりよいものになるように、充実した保育サービスが提供されることを望むとありますが、現段階でどのようなサービスが考えられるか、特にゼロ歳児保育実施の考えがありますかということで通告していたのですが、先ほど真嶋議員への答弁で、統合し、条件がそろったら実施するということで答弁いただいていると思います。補足があればお願ひします。

議長 学務課長。

学務課長 保育サービスの考えについてお答えいたします。

保育サービスの充実として、延長保育やゼロ歳児保育等に取り組みたいと考えておりますが、先ほども答弁させていただいたとおり、学校のあり方検討を踏ました上で町の考えをまとめ、示していきたいと考えておりますので、現時点できちらのほうも想定でのお答えはちょっと難しいという状況になります。

あと、ゼロ歳児保育につきましては、先ほど答弁させていただいたところでもありますけれども、これから第三期の子ども・子育て支援事業計画づくりにも入ってきますので、そういう部分でも委員さんから意見を聞きながら、検討していきたいのだと考えているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 ゼロ歳児保育については、検討中だということではありますが、ぜひ実施していただきたいと思います。これは、町民からの声も大きいです。本当は、統合と引換えるような問題ではないのかなというふうにも思いますが、実施する方向で検討していただきたいということを申し上げておきます。

そして、保育サービスについてなのですが、今町内の保育所、保育園では子供の主体性を育てる保育の実践をされており、各園、各先生方、非常に頑張っておられます。今通わせている保護者の皆さんからは、大変歓迎の声が大きいです。これは、子供の興味関心ですとか、自分でやろうとする気持ち、これをしたいのだという意欲、これを大切にする保育で、保育がこのようになっていくと子供が生き生きします。そして、先生方も生き生きします。それをまた保護者と共有できるということで、三方にとつて大きな喜びになるものだと思います。

保育サービスとして、先ほど課長がおっしゃったような延長保育ですか、ゼロ歳児保育ということもそうですが、何よりのサービス向上は保育の内容の質を高めるということだと思います。このことについては、どのように考えますか。

議長 柿崎教育長。

教育長 環境もそうですし、やっぱり先生方にしっかりと元気にやっていただきたいと、そのためにもやっぱり自信を持って現場に立つ必要があるかと思います。勤務状況のこともありますが、さきの教育方針の中にもありました、研修を積んでいただく機会をつくっていくということも必要だと思いますし、さきほど行われた読書ボランティアの指導者養成ということで土曜日に開催いたしましたが、そのときも保育所の先生方が数名、二、三人でしたか、参加していただいていて、その感想の中にも現場で使

えるというようなお話をいただいたところです。そういうふうに学ぶ機会を創出していきながら、教育の内容の充実を図っていきたいなというふうに考えておるところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 学ぶ機会のこともすごく大事だということを私もこの後訴えようと思っておりました。先にご答弁いただきました。本当に大事にしていただきたい点だと思います。

3点目に行きます。保育の質の向上ということもつながると思うのですが、小学校または中学校の近くに整備するということで答申にはあると思います。このことにより、どのような互いの育ちを期待できるものかお知らせください。

議長 柿崎教育長。

教育長 保育施設が学校の近くにあるということで、どのような育ちが期待できるかについてお答えしたいと思います。

検討委員会の報告では、学校の近くに整備を望む報告とありましたが、これは委員の中で、保護者代表の方ということでもお話をいただいているところがあります。同じ場所にあることで、利便性や効率性がよくなることのほかに、幼児、それから児童生徒が触れ合う機会が大きくなり、子供たちの成長面において期待できるというような意見が多くありました。

現在もふれあい保育として、幼児と生徒が触れ合う機会が勉強の中に入っていますし、また日常的にお互いの育ちや様子を感じ取ることができる、日頃触れ合うことによって、やっぱり先輩とか後輩とか、あるべき姿になりたいとか、またはああいうお姉さん、お兄さんを見習いたいとか、そういう育ちの影響はあるかと思いますので、そういうところを期待しながら進めていきたいなという意見が委員会の中で多く出されておりました。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 子供の数が少なくなってきたということで、保護者の皆さん、そこも併せて心配されていること、期待されていることなのかなというふうに思います。

4点目に行きます。新たに施設を整備するに当たっては、今出ているような保育の充実、どんな保育をするのかによって施設をどう造るかが決まります。新しい施設整備に当たって、誰がどのように進めていくのか、特に現場の保育士の意見を取り入れる考えはあるかお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 施設整備についてお答えいたします。

現時点ではまだ検討の段階には入っておりませんけれども、保育施設を整備するとなれば、保育現場を熟知している保育士の意見は外せないものと考えております。今後具体的な検討を行う際は、保育士からの意見を踏まえて進めてまいります。

議長 普本歌織君。

3番 本当にそのとおりだと思います。保育士の皆さんに視察研修をしていただいて、どのような施設にするか、一緒に考えていただくというようなことも必要になってくるのかなというふうに思っています。

それでは、(2)番に行きます。統合した場合、保育施設が住まいから遠くなる利用者が多くなるに伴い、子供を一定期間保育所、保育園に預けないで、家庭で保育をしたいですとか、保育所、保育園に預けたいのだけれども、送迎は誰かにお願いしたいなど、多様なニーズが顕在化することが考えられます。特にゼロ歳児保育をするとなれば、保育所に預けたいけれども、送迎が大変だとか、短時間だけ預かってほしいなど、多様なニーズがあるかと思われます。

1点目、平成31年に行った保育のニーズ調査、第二期子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査、こちらで回答者の1割超がニーズとしてファミリーサポートセンターを挙げていま

す。この検討は行いましたかということで通告しておりましたが、先ほどの真嶋議員への答弁の中で、体制を構築することに対する課題が大きいということで答弁いただいていると思うのですが、検討の経過状況など、補足があればお願ひします。

議長 学務課長。

学務課長 ファミリーサポートセンターについてお答えいたします。

ファミリーサポートセンターとは、子育てを地域で相互援助するサポートをする組織で、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人に会員になっていただき、サポートセンターのアドバイザーがマッチングを図る仕組みとなっております。県内では14市町でサービスが行われています。

ご質問のとおり、第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査を平成30年に実施し、翌31年に取りまとめた結果、対象者99名のうち10.1%の方がファミリーサポートセンターを希望すると回答されていましたが、町内に提供する事業者がないため、計画には授業料の見込みは計上していないところでした。

検討状況についてですが、民間事業者等から事業実施の申出があった場合には検討を行うこととしており、これまで申出はなかったことから、具体的な対応はしていない状況にあります。あと、真嶋議員さんのほうのお答えにもあったのですけれども、その受け入れというか、やつていただける方々の体制づくりというか、そこがちょっと大きな課題かなと感じているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 ファミリーサポートセンターですとか地域保育所など、こういったことの必要性について、先日行った住民の声を聴く会でも出ておりました。子育て中の保護者の皆さんニーズは幅広く、自分がどう子育てしたいか、どう子供

と向き合っていきたいかということにとどまらず、今後子育てる方のことも真剣に考えられた意見ばかりでした。これらの声に、町は真剣に、真摯に向き合う必要があるということを強く訴えておきます。

2点目、こういった子育ての困り事、相談に応じられる可能性のあるこども家庭センターの検討状況、このことも通告しておりましたが、先ほど真嶋議員への答弁で、検討しているということで答弁いただいていると思います。検討がどこまで進んでいるかなど、補足があればお願ひします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こども家庭センターは、令和4年に可決成立した児童福祉法などの一部を改正する法律により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業拡大を図るため、市町村が令和6年4月1日の法律施行日に合わせて設置に努めることとされる機関で、子育て世代包括支援センターと同じく、平成28年の児童福祉法改正に基づき整備に努めることとされた子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を併せ持つ機関です。子育て世代包括支援センターは妊産婦、乳幼児を対象とした母子保健分野、子ども家庭総合支援拠点は子育て世帯、子供を対象とした児童福祉分野の機能を有する機関として位置づけられております。それらを一体的に支援していくために、両者の連携強化を図る目的で設置が求められているものです。

業務としましては、これまでの子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点から変わらず、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援などを行うとともに、必要に応じて支援計画を作成するほか、保育所や教育等の関係機関と連携し、さらなる支援の充実強化を図るものとされております。

町では、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点ともに設置していなかったことから、今後新たに設置する場合はこども家

庭センターの設置になりますが、国から示されたガイドラインの素案によれば、新たにセンター長や、それから統括支援員といった職種の配置が求められております。現在の人的体制で対応ができるかを見極めているところです。

年度内にガイドラインの確定版が出されるところから、その内容を精査し、設置に向けて引き続き検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 これは、以前からニーズがあったものだと思いますし、真嶋議員の指摘にもあったとおりです。ぜひ早期に実現することを求めてます。

次、(3)番です。小中学校のことになりますが、不登校の状態になった児童生徒に対して、どのように支援をしているかお聞かせください。

議長 柿崎教育長。

教育長 すみません。ちょっとお待ちください。不登校についてお答えしたいと思います。

不登校の要因とか、それから子供たちの気持ちへの対応は難しい面もありますけれども、今一番大切なことは、子供たちと保護者の心に寄り添うことが非常に大切だというふうに思っております。現在基本的には、担任の先生方が中心となって、子供や保護者と連絡を取り合いながら相談事に対応したり、また学校の様子を伝えながら、学校への気持ちが切れないように電話をしたり、それから家庭訪問などを行っていただいている状況になります。

そして、タブレット端末も1人1台ありますけれども、それを生かしながら、場合によってはリモートで授業をしたり、授業以外のこと、会話とか、端末を使ってリモートでやっている現状もあります。子供に寄り添うこと、それから保護者を支えることを大切にしていきながら、状況によってはソーシャルワーカーさんの協力も得ながら、そういう関係機関と連携し、進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 国が定めている教育機会確保法では、どんな子供にも一人一人に合った教育の機会が与えられる必要があるとされています。学校以外の子供の学習の場や居場所についての検討はされていますか。

議長 柿崎教育長。

教育長 学校以外の学習の場の検討についてお答えしたいと思います。

学校へ通えない子供の教育機会の確保のために、学習の場を居場所づくりとして、教育支援センターを設置している自治体もあります。しかしながら、西和賀においては、まず対象人数が多くないことから、生徒と保護者としっかりと連絡が取れていることもあり、現時点では学校以外のことについては検討をしていない状況になっています。

第一に、まず不登校にならないように早期に対応することが大事だと思いますが、今後家庭とか子供たちに対応していく中で、状況に応じて学校以外の居場所がどうしても必要になった場合については、やっぱり検討をしていきたいなと考えているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひそのように検討を進めていただきたいと思います。現に悩んでいらっしゃるお子さんや保護者の方もいらっしゃることだと思います。

小中学校もあり方検討委員会が開かれて、校舎の更新も視野に検討されていると聞いています。新しく施設を整備するに当たっては、多様な個性ですか、学習の機会に対応するものとする必要があると思います。このことはどう考えますか。

議長 教育長。

教育長 これにつきましては、まさにそのとおりです。悩んでいる子供たちとか、それから学校に適応しづらい子供たちにとっては、やはり考えなければいけないことがたくさんあると考

えております。その子供たちの特性なり、それから思いとか、そういうのを酌み取っていきながら対応していくことは、絶対必要なことだと思っております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 今の教育長のお考えを聞いて、とても安心しました。

ここまでのことを見て、(4)番、令和5年12月議会の答弁で、保育所、保育園と小中学校それぞれのあり方検討会の答申が出た後、町全体の教育環境のあり方の考えを町民に説明するとのことでした。説明ではなく、意見を聞く場にする必要があると考えますが、いかがですか。

議長 教育長。

教育長 地域説明会についてお答えいたしたいと思います。

保育所あり方検討委員会並びに学校のあり方検討委員会には、保育、教育の関係者や保護者、それから地域の方々の代表者など、幅広く意見をいただける方を任命して、会議に参加していただいているところです。

さきの質問でお答えしたとおり、保育所あり方検討委員会では意見を取りまとめて、既に町長へ報告を行っており、また学校のあり方検討委員会は今後も会議を行い、方向性を固めて、やはり同様に町長のほうに報告することになっております。両方の報告がなされた後に、先ほども課長がお話ししているとおり、保育所と学校を一くくりとして地域説明会を行う方向でいます。その場合、検討委員会の報告内容を説明するとともに、報告を受けて町としての考えについても示すつもりでおりますし、検討委員会の報告を尊重し、町の考えを説明した上で、ご意見をしっかりと伺っていくつもりでいます。

議長 普本歌織君。

3番 住民の声を聞く会に参加した皆さんの意見を聞いてみると、子供の人数も少なくなっています

いるし、保育所、保育園の統合はやむを得ないという考え方の方がやはり多いようでした。あり方検討委員会として、保育所、保育園の保護者に対してアンケートも行ったというふうにも聞いています。その結果も踏まえての統合の答申であろうということも予想します。

しかし、実際に当事者の皆さんと会って話をしてみると、統合はやむを得ないけれども、保育所、保育園以外の保育サービスの充実が不可欠なのではないかですとか、やむを得ないと思うが、送迎は不安であるという条件付の同意である方も多いいらっしゃることが分かりました。

町長に伺います。答申は、ある程度当事者の皆さんとの声を反映したものであると思いますが、当事者以外の多くの町民の考えを反映しているとは言い難いと考えます。町の教育環境によっては、今後Uターンしようか、Iターンしようかと考える人たちの移住先として選ばれるといった可能性、また今の中学生、高校生が町に残ろうかなとか、もしくは一度出たけれども、また帰ってこようかなとか、そういうふうに思えるかといったことを考えると、町民の考えが幅広く反映されるべきだと考えます。対話の機会をどのようにつくるべきかということについて、町長の考えをお聞かせください。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

あり方につきましては、先ほど教育委員会のほうからご説明しましたことで進めていきたいと考えておりますが、今いろいろご議論いただいたことを踏まえて、それを加味しながら、さらに進めていきたいというふうに思っております。今お話ありましたように、子育てに限らず、これがまちづくり、あるいは将来を見据えた上で町がどうあるのだということに非常に大きく関わることであるという認識を持ちまして、さらに今お話しいただいたような持続性確保にとどまらず、積極的に町の自然環境なり社会環境なりをしっかりと踏まえて、それをよりよさを出

しながら、引きつけられるようなものになっていくことがより望ましいとも考えておりますので、そのためにはそういういろんなご意見いただける機会であったりとか、アイデアを持ちの方であったりとか、方策をお持ちの方であったりとか、そういう場面を先ほどのスケジュールの中にさらに加えながらやっていけるような形で進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次、会計年度任用職員の待遇改善に行きます。会計年度任用職員は、どのような職種で募集、採用しているかお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、会計年度任用職員の令和5年度の主な職種についてでございますけれども、業務補助員、保育士、保育補助、給食調理補助兼保育補助、自動車運転主兼用務員、スクールバス運転手、小中学校の特別支援教育支援員、学校給食調理員、除雪作業員などでございます。

次に、募集ですが、総務課が各課より任用を必要とする職について取りまとめを行い、公募により募集を行ってございます。募集の方法は、町のホームページの掲載、あとハローワークへの求人申込み、全戸配布チラシにより行ってございます。

任用に当たっては、面接を行った上で任用する方を決定します。

任用期間については、1会計年度の範囲となってございます。勤務実績等に基づき、公募によらず再度の任用を行うことができるのは、同一の者、同じ人に対して連続2回までとなってございます。その後は、公募により募集し、面接を行い、任用する方を決定する流れとなってございます。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 今の答弁にあったように、原則1会計年度の雇用であると考えますが、保育士や看護師など、継続雇用が望まれる職種でも、会計年度任用職員を採用していると思います。どのような考え方で、正規職員ではなく会計年度任用職員として採用しているのかお聞かせください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

会計年度任用職員、全ての職種に共通いたしますが、会計年度任用職員は町が行う業務において、必要とする人材を必要な時間や期間任用するものというものです。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 次に行きます。会計年度任用職員の中には、保育士など資格が必要な職種、調理員など資格があればなおよしとされている職種もありますが、そういった職種に有資格者を採用した場合、資格手当は支払われているものでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

有資格者に対しての資格手当は、支給してございません。

議長 普本歌織君。

3番 これは、とても重要な点であると思います。資格を取るということは、その職業に就くべく志して勉強し、単位を取り、試験を受けて合格する、専門的な知識や技能を身につけているというあかしです。そういう方を採用した場合には、職場の充実、業務やサービスの向上につながりますから、対価を払って当然であると考えます。また、その人の知識や技術を大切にするという町の姿勢も問われると思いますが、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

確かに議員おっしゃられたとおり、資格を有

するためには、いろいろな時間、そして経費等かかると思いますが、こちら正職員についても同じように手当は支給してございませんので、同じような扱いでございます。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、正規職員から考え直さなければならぬということが明らかになりました。

次に行きます。会計年度任用職員は、原則1年の採用であります、募集し直せば、繰り返し同じ人を採用することが可能な制度となっています。実際にそういう形で働かれている方もいらっしゃると思います。その場合、正規に採用された場合と給与面で大きな違いが出てくると思われますが、このことをどう考えていますか。また、改善策があればお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

会計年度任用職員の全てがパートタイム任用であり、また業務内容と勤務条件に応じて報酬を区分していることから、正規職員と比較すること自体が均衡を欠く比較であると認識してございます。

しかしながら、町が必要とする人材を確保するという観点からすれば、引き続き国の動向等を重視しながら、待遇改善に努めていく必要があるものと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 今正規職員と比較すること自体が間違っているというような指摘がありました、勤務時間のことを考えると、7時間30分働いている方もいらっしゃる、正規職員とほぼ変わらない勤務時間で働いている方もいらっしゃると思います。そのことは、大変大きな問題だと思っております。

今全国的にも、この会計年度任用職員という名の非正規職員を国や自治体でつくってしまっているということが大きな問題になっています。不安定な雇用体系の下、町の仕事に従事している、これはできるだけ避けなければならないこ

とだと考えます。

(5) です。会計年度任用職員は、経験年数等に応じて正規職員として採用できる制度にする等、制度について検討する必要があると思いますが、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

繰り返しの答弁になりますが、会計年度任用職員は町が行う業務において、必要とする人材を必要な時間や期間任用するものとの考え方で運用しているものでございます。

また、正職員の採用については、職員の年齢構成や分野別のバランスに配慮しつつ、計画的に職員採用を行い、組織の活性化と将来の組織を支える人材確保に努めることとしてございます。

これらのことから、現状では制度の検討は不要ないものと考えてございます。

議長 普本歌織君。

3番 そういう待遇で働いている方もたくさんいらっしゃるということで、給与面だけではなくて、その方の働きがいですか生きがいにもつながってくる問題です。給料はただの手当ではなく、その方の労働の価値を評価するものであります。誰もが生き生きと働ける環境づくりを町が率先して行っていく、このことは非常に大事な視点だと思います。誰もが生き生きと働ける環境づくりについて、町長の考え方をお聞かせください。

議長 内記町長。

町長 誰もが生き生きと働ける職場というのは、そのとおりそういうのを目指していかなければならぬと思います。

ただ一方で、公務員制度とか、いろいろな背景があり、また働き方、先ほど言いました時間であったりとか、必要に応じてというような事情もございます。そういうものを勘案しながら、今後も適正に運用に当たっていきたいというふうに思っております。

議長 普本歌織君。

3番 次の項目に行きます。3番の除雪の業務委託についてです。

冬期の除雪事業におきましては、従事されている皆さん、委託を引き受けてくださっている事業者の皆さんのが、日々町の冬の安全のためにご尽力くださっているそのことに敬意を表します。

今年度より貝沢基地、長瀬野基地、中村基地の除雪事業が全面業務委託になりました。今年は、例年より雪が少なく、予想していた体制が取れなかつたところもあるかと思いますが、通告どおり質問させていただきます。1点目、委託事業者と町は、除雪を進めるに当たり、どのように連携を取っていますか。また、町では、委託した範囲の除雪状況をどのように把握していたのでしょうか。点検や見回りを行ったかなども含めてお知らせください。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、除雪事業について私からお答えいたします。

委託事業者との連携については、まず前提となる西和賀町除雪計画と道路除排雪業務委託の契約の中で特記仕様といったものがございまして、その仕様に基づき除雪工法や出動基準、作業目標、安全管理など、基本的事項について共通認識を持ち、除雪体制について協議を行っております。また、事業者ごと除排雪計画の提出を受け、必要な指示を行っております。作業報告についても、定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行っております。さらに、日々変化のある降雪状況を鑑み、町の監督員と受託統括技術者とは常に連絡を取れる体制を取っております。

実施作業後の確認につきましては、全ての除雪路線を作業ごと確認することは困難ではあります、直営、委託除雪にかかわらず、できる限り道路パトロールを行い、道路交通阻害要因の除去や路面状況により必要な作業指示を行っ

ているところです。

出動判断のための確認につきましては、基地ごとに状況が異なることから、直営、委託路線ともそれぞれの班長、統括技術者に一任をしているといったところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 常に事業者の方と連絡を取れる状況にしているということですとか、できるだけパトロールを行うということですとか、非常に大事な点だと思います。委託したとはいえ、除雪事業は町にとって重要な事業の一つであると考えます。冬の暮らしになくてはならないものです。ましてや、今年度は全面委託の初年度でありますから、委託の対象地域の皆さんにとっても不安のないような対応が必要であると考えます。

2点目です。今期が初めての全面委託であります。安定的に除雪ができていたかなどの総括は、どのように行うものですか。また、それを次年度にどう生かすのか、そういう点でも事業者との連携が不可欠であると思いますが、そこはどのようにしていくかということでお知らせください。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ただいま議員ご質問のとおり、除雪に関しましては、当町にとって最大の事業であるというふうに認識をしているところでございます。

ご質問についての答弁についてでございますが、まず実績報告につきましては毎月提出を受けておりまして、実施内容や今後の対応方針など、聞き取りを行っております。また、必要に応じて委託事業者とは打合せを行っておりまして、さらにシーズン終了後につきましては、今期の除雪作業に係る反省について、必要書類の提出を受ける予定でございます。

また、次年度については、降雪量や稼働実績、直営班と委託班それぞれの実績を全て取りまとめまして、町全体として冬期交通確保対策事業について検証を行い、次年度の除雪計画に生か

してまいりたいというふうに考えております。業務委託により雇用している作業員の多くは、各基地の除雪作業経験者でありますので、昨年度と比較して大幅な差異はないものと考えております。一方で、委託形態を進める趣旨につきましては、作業員の確保対策といったことはもちろんのことですが、民間感覚による効率のよい事業を推し進め、効果的な除雪作業により質を高めることも目指しているものでございます。各事業者においては、まだ不慣れなこともあります、ご意見なども我々受けてはおりますが、それぞれの案件について対応協議を行い、経験を重ねながらよりよい除雪体制を構築できるよう、引き続き指導してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 今課長のお話にあったように、事業者の方々も今年初めての委託で、不安を抱えながら、試行錯誤しながら取り組んでいただいていると思います。今課長のお話にあったような連携を十分取っていただきて、今後も町民の冬期の安全の確保、移動手段の確保に努めていただければと考えます。

次です。町長の施政方針演説に関しましての質問です。2ページにあります、人口減少は引き続き本町が抱える諸課題の主因であるということについてです。人口減少の加速を少しでも緩やかにするためには、若い世代が定住できる環境が必要であると考えます。若い世代が定住できるためには何が必要であると考えますか。また、その方策はどのように考えておられるでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

若い世代が定住できるための条件に関してのお尋ねでありますが、一口に定住条件と言っても、今現在既に本町に住んでおられる若い世代の方々に、この先将来も住み続けてもらうための条件整備のことを指すことは当然ですけれども、これだけでは絶対数が少ないので、おのず

と町外からの移住者をターゲットにした条件整備、環境づくりにも取り組んでいく必要があるものと認識をしております。

この移住者をターゲットにする場合においても、まずは移住関心層への広報に始まり、関心を示してくれた人への丁寧な情報提供、そして仕事の相談、次には住居や生活環境の相談、さらには心理面でのサポート、そして最終的な移住の決断に至るまで、フェーズに応じた対応や取組が必要になってくることなど、単に移住するためには何が必要かという以前に、まずは移住に至るまでのこうしたステップというものを理解しておく必要があるものと思っているところであります。

さらに言わせていただくと、移住をして定住に至るまでに乗り越えなければならないハードル、例えば仕事のことであったり、住宅のことであったり、家族のことであったり、様々あるわけですけれども、どのハードルを一番困難に感じるかということは、これは人によって違いがあるとは思いますが、まずは一般論からすれば、やはり仕事と住まいの問題が一番なのではないかということは、皆さんも同じように感じておられると思います。

仕事に関して申し上げますと、今町内どこも人手不足で、非常に苦労しております。給料面の格差にはある程度目をつぶってもらって、業種や職種、職場を選ばなければ、今の西和賀町で就職できない、仕事が見つからないということは、まず考えられないと思います。

ただ、中にはどうしてもたくさん給料を稼ぎたいという人もいると思います。そういう方は、例えば北上市のような近隣の町に通勤してもらうという選択肢もあるかと思います。その際大事なことは、西和賀町に住んでもらうための動機となるアドバンテージ、メリットをいかに提示できるかということであって、その意味で大事な条件になってくることの一つが住居、住宅の問題ではないかと考えております。

しかしながら、この住宅の問題が本町のウイークポイントの一つになっており、移住相談の際に必ず付きまとう課題であるにもかかわらず、紹介できる物件が少ないため、毎回非常に苦労しているのが実情です。

対応策として、空き家活用などにも取り組んでおりますが、1軒1軒空き家の条件が違うため、マッチングには非常に難儀をしており、問題の根本解決につながるような状況には至っておりません。

今後も空き家活用には取り組んでいきますが、令和6年度は新たに若者世代や移住者向けの住宅整備に取り組むことにしており、移住、定住を促進していくための重要な条件の一つである住宅確保対策に引き続き力を入れていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 町長の施政方針演述の2ページに「人口減少を見据えた取組」ですか、7ページに「進む少子化に対応した」という言葉は出てきますが、人口減少を食い止めるとか、歯止めをかけるとか、積極的に移住者を受け入れるというような文言がなかったので、もう少し積極的な方針の打ち出しが必要なではないかなと思って質問させていただきました。

もう一つ、子育てしやすい環境も非常に大切であると考えます。子育てしやすい環境のための方策をどのように考えていますか。

議長 学務課長。

学務課長 子育てしやすい環境のための方策についてお答えいたします。

子育てしやすい環境は、一概にこうあるべきと言えないところではありますが、子供たちにとって安全、安心に学び、遊び、成長できる場所があること、お父さん、お母さん方にとって子供の成長を促す質の高い教育を行う学校施設、また様々な仕事のあり方に対応できる保育施設があること、さらには地域のコミュニティ

ィーに子供たちの成長を支えてくれるような雰囲気があるとすれば、理想に近い子育て環境と言えるのではないかと考えます。

そのような中で本町においては、今年度から第2子の保育料無償化や在宅で育児をされる保護者の方への支援金支給など、子育てにプラスになる事業に新たに取り組んできました。今年度、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査を行い、集計中でありますが、次年度計画策定において広く委員から意見を聞きながら、何が子育てしやすい環境につながるかを考え、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 非常に大切な点であると思います。人口減少に対応するということに関して、町長の言葉で答弁をお願いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

人口減少に対する考え方、施政方針演述で述べさせていただいたとおりですけれども、減少するに合わせて、やはり公共施設等のサイズというものをしっかりと見極めて、持続性を確保していかなければいけないという、言わば守り的な姿勢と、そして一方でより町が活性化していくのだと、人の交流が多かったり、移住者が多くなったりと、そういうような攻めの対策が必要だというふうに述べさせていただきました。そういうことで各施策も展開していきたいというふうに思っております。それが行政の基本的な役割であろうというふうに考えております。

過去を振り返っても、以前から地方においては過疎地域において、よりこういう人口減少が顕著で、国も早々に法律をつくり、特に過疎法などにおいて、より優遇した政策でハード事業をいろいろ展開してきたわけです。下水道とか道路とか、豪雪、雪についてはまた別の法律でやってきて、そういう環境というのは以前に比べて非常に向上してきているというふうに思い

ます。そうありながらも、人口が減っていくのはなぜかということをさらに突っ込んで考えていく必要は当然あると思います。そこには、おのずとこれまで行政がやってきた見解があるのも事実として受け止めて、そこはやはり今まで、議員から言われているように、先ほど唐仁原議員からも話ありましたけれども、もしかすればハードではない、わくわく感みたいなものがより引きつけるものになるかもしれない。そこは、まさに対話等を通じまして築き上げていきたいというふうに考えているところでございますので、引き続きこの点につきまして、皆様のご協力をお願いして、私の考えであるというふうに受け止めていただきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 補足でお考えを聞けて、とてもよかったです。

次、教育方針演述についての質問です。5ページの学校教育の「主体的に取り組む態度を育てる」についてです。ICT機器の充実と活用、指導主事の派遣などが方策として挙げられていますが、これらを通してどのように主体的に取り組む態度を育てるのかお知らせください。

議長 教育長。

教育長 確かな学力の育成において、ICT機器の充実と活用や指導主事の派遣などを通して、どのように主体的に子供を育てていくかと、取り組んでいくかということに対してお答えしたいと思います。

子供たちが学習に主体的に取り組むためには、知識や技能など、できることがまず多くあることや、やればできるという自己肯定感を持っていることがとても大切になってくると思います。その主体性は、より多くの成功体験から得られるものとも考えています。

今年度は、そのための一助として、教科学習の自学自習を可能とするAIを搭載したソフトを導入いたします。これは、子供個々の学習の進捗状況に応じて対応する機能を持つもので、

学校の授業や家庭学習でも活用できるものです。また、先生方も児童生徒一人一人の進捗状況を把握できることから、それに対して自信に結びつける指導ができるというふうに考えているところです。

タブレット端末をはじめとするICT機器には、課題解決のために情報収集がしやすいとか、様々な表現ができ、意見や考えを示しやすいと、また短い時間でも意見交流を可能とするなどのメリットがあります。これらを効果的に活用した授業や体験を通して、積極的に学習に向かう姿勢を育てていきたいなというふうに思っております。

また、派遣される指導主事につきましては、授業を行う先生方の授業力向上のために支援に関わることができる学習指導の専門的な立場の方になります。また、教育に関わる様々な情報をを持つ立場の方でもありますし、現在個別最適な学びと協働的な学びの一体的な学習の充実が大切だと言われていることから、先生方にこれらの学びに対する指導助言を行っていただきたり、教育に関わる各種会議に参加していただき、情報を共有してもらいながら、学校では体験的な学習を含む様々な学習活動を実践していただき、子供たちの主体的な態度を育てていってほしいなと考えているところです。

以上になります。

議長 普本歌織君。

3番 これは、今後の教育環境を考えていく上でとても大切なことだと考えます。具体的なところが今分かりました。

先ほど私の質問の中でも話させていただきましたが、保育所、保育園が子供の主体性を育てる保育をしているということともつながっていますし、西和賀高校で実施している総合的な探究の時間にもつながることだと思います。幼児期から小中高と、西和賀ではとにかく子供たちが主体的に考えたり行動したりできる、そういう子供、人間を育てるのだということで、とて

も大きな魅力になる大事なキーワードになり得ることだと考えます。今のＩＣＴ機器の活用ですとか、指導主事の派遣だけにとどまらず、日々の子供たちとの生活の中で、一つ一つの学習場面で、先生と子供たちがどう関わっていくのかということが何よりも重要だと思います。

そして、子供たちにどういう実感を持ってほしいのかということを現場の先生方とともに追及していってほしいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は一般質問3人を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでございました。

午後 3時31分 散 会